【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年4月13日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田　隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋　裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型） エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型） ３兆5,000億円を上限とします。 エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド） ５兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）
以下、上記ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）
：円コース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
：豪ドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
：ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
：ブラジルレアルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
：南アフリカランドコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）
：トルコリラコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）
：中国元コース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）
：マネープールファンド
また、当ファンドおよび下記の追加型証券投資信託を総称して「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」ということがあります。
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

各ファンド３兆5,000億円を上限とします。

［マネープールファンド］

５兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「円コース（毎月分配型）」は「通エマ円」、「豪ドルコース（毎月分配型）」は「通エマ豪」、「ニュージーランドドルコース（毎月分配型）」は「通エマニ」、「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」は「通エマブ」、「南アフリカランドコース（毎月分配型）」は「通エマ南」、「トルコリラコース（毎月分配型）」は「通エマト」、「中国元コース（毎月分配型）」は「通エマ元」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

［マネープールファンド］

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2023年4月14日から2023年10月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

［マネープールファンド］

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金
ありません。

ロ　日本以外の地域における募集
ありません。

ハ　スイッチング
販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。
なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

ニ　お申込不可日
上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

ホ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用
ありません。

ヘ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- **ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。**
- **受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。**
- **ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。**
- **振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。**

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

当ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

［マネープールファンド］

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

信託金の限度額は、各々につき7,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

［マネープールファンド］

信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
追加型	**海　外**	**債　券**
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を

源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（債券　一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） **年12回（毎月）** 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） **エマージング**	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	**あり（フルヘッジ）** なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※属性区分表の各項目の定義について
その他資産（投資信託証券（債券　一般））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
		債　　券
	海　　外	不動産投信
追加型	内　　外	その他資産 （　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産 （投資信託証券 （債券　一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） **年12回 （毎月）** 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） **エマージング**	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	あり （　　） **なし**

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）

単位型	国　内	株　式
		債　券
追加型	海　外	不動産投信
	内　外	その他資産 （　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年４回	北米	ファミリーファンド
	年６回 （隔月）	欧州	
	年12回 （毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 （　　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券 （債券　一般））		アフリカ	
		中近東 （中東）	
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2009年７月17日	「各ファンド（中国元コース（毎月分配型）を除く）」の信託契約締結、設定、運用開始
2010年２月１日	「中国元コース（毎月分配型）」の信託契約締結、設定、運用開始
2019年４月１日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

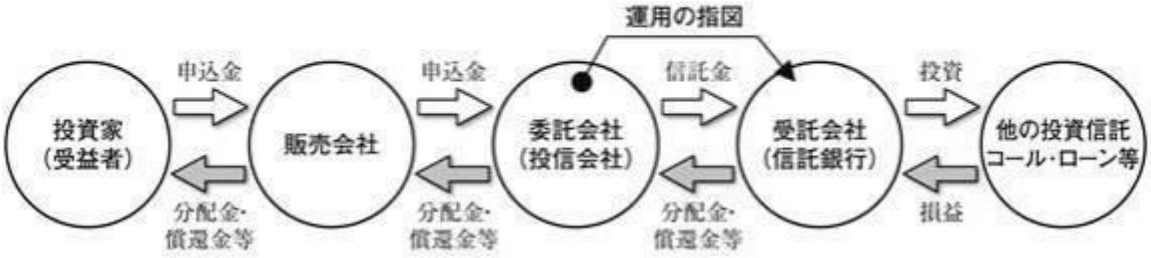

［マネープールファンド］

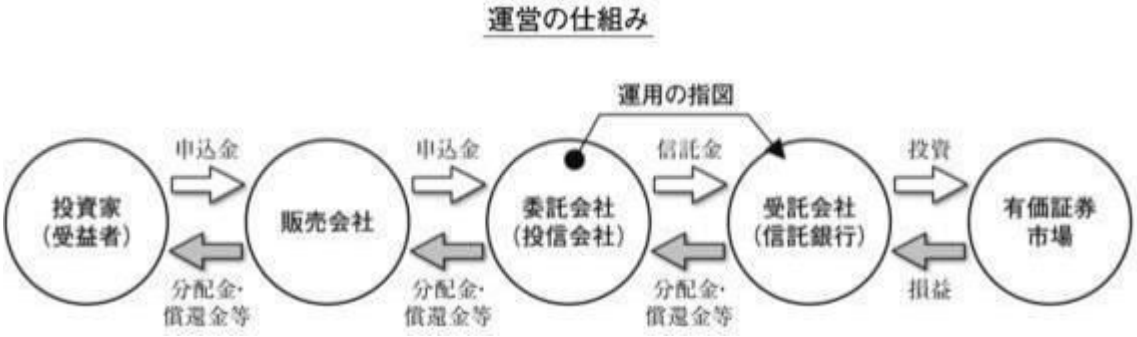

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2023年1月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日　三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日　証券投資顧問業の登録
1987年６月10日　投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2023年1月31日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

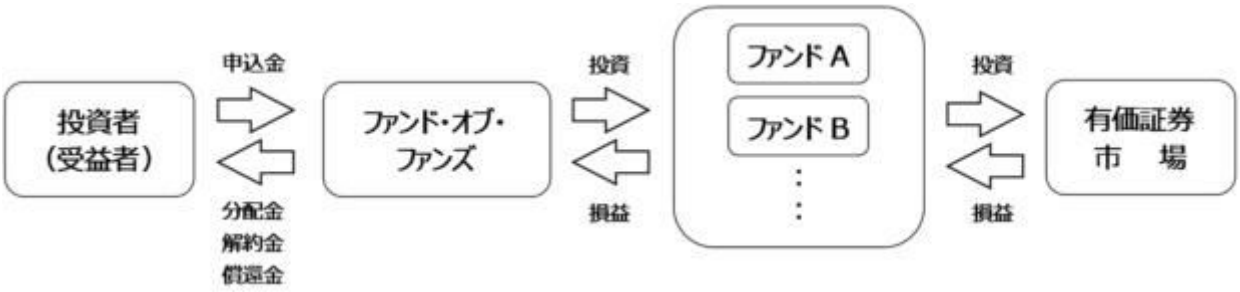

［マネープールファンド］（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

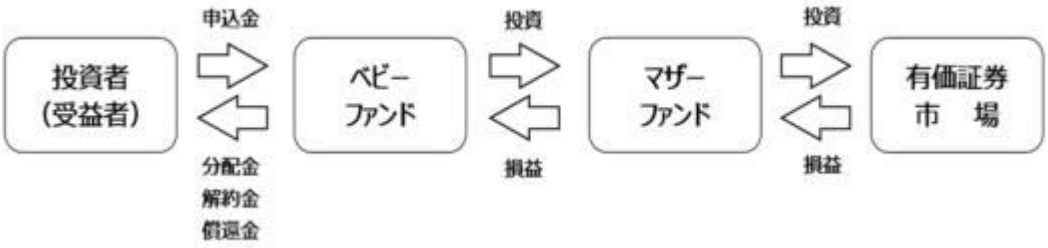

2【投資方針】

（１）【投資方針】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

①主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、下記の各通貨[注１]の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券[注２]（以下、「指定投資信託証券」といいます。）へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

（注１）各通貨は、以下の各々の場合について、次の通りとします。

円コース（毎月分配型）	円
豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドル
ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	ニュージーランドドル

ブラジルレアルコース（毎月分配型）	ブラジルレアル
南アフリカランドコース（毎月分配型）	南アフリカランド
トルコリラコース（毎月分配型）	トルコリラ
中国元コース（毎月分配型）	中国元

（注２）別に定める投資信託証券とは、以下の各々の場合について、次のケイマン籍外国投資信託をいいます。

円コース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class
豪ドルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class
ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class
ブラジルレアルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class
南アフリカランドコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class
トルコリラコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class
中国元コース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

［マネープールファンド］
①キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 各ファンド（マネープールファンドを除く）は、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

□ 各ファンド（マネープールファンドを除く）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund（以下、「グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド」、または「GEMBF」）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

□ 各ファンド（マネープールファンドを除く）におけるグローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。

※当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とならない場合もあります。

□ グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。

※グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

※グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

□ グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、委託会社が運用を行います。

▶マネープールファンド

□ マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドに新たなファンドが追加された場合は、当該ファンドがスイッチングによるお買付対象ファンドに追加されることがあります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

2 為替取引手法の異なる7つのコースとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

☐ マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記8ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。
※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。
※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3 各ファンド（マネープールファンドを除く）は、毎月の決算時に分配を目指します。

☐ 各ファンド(マネープールファンドを除く)の決算日は毎月16日(休業日の場合は翌営業日)とします。

☐ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ（マネープールファンドを除く）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

▶マネープールファンド

マネープールファンドは、年2回の決算時に分配金額を決定します。

☐ マネープールファンドの決算日は毎年1月、7月の16日(休業日の場合は翌営業日)とします。

☐ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

▶各ファンド（マネープールファンドを除く）

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

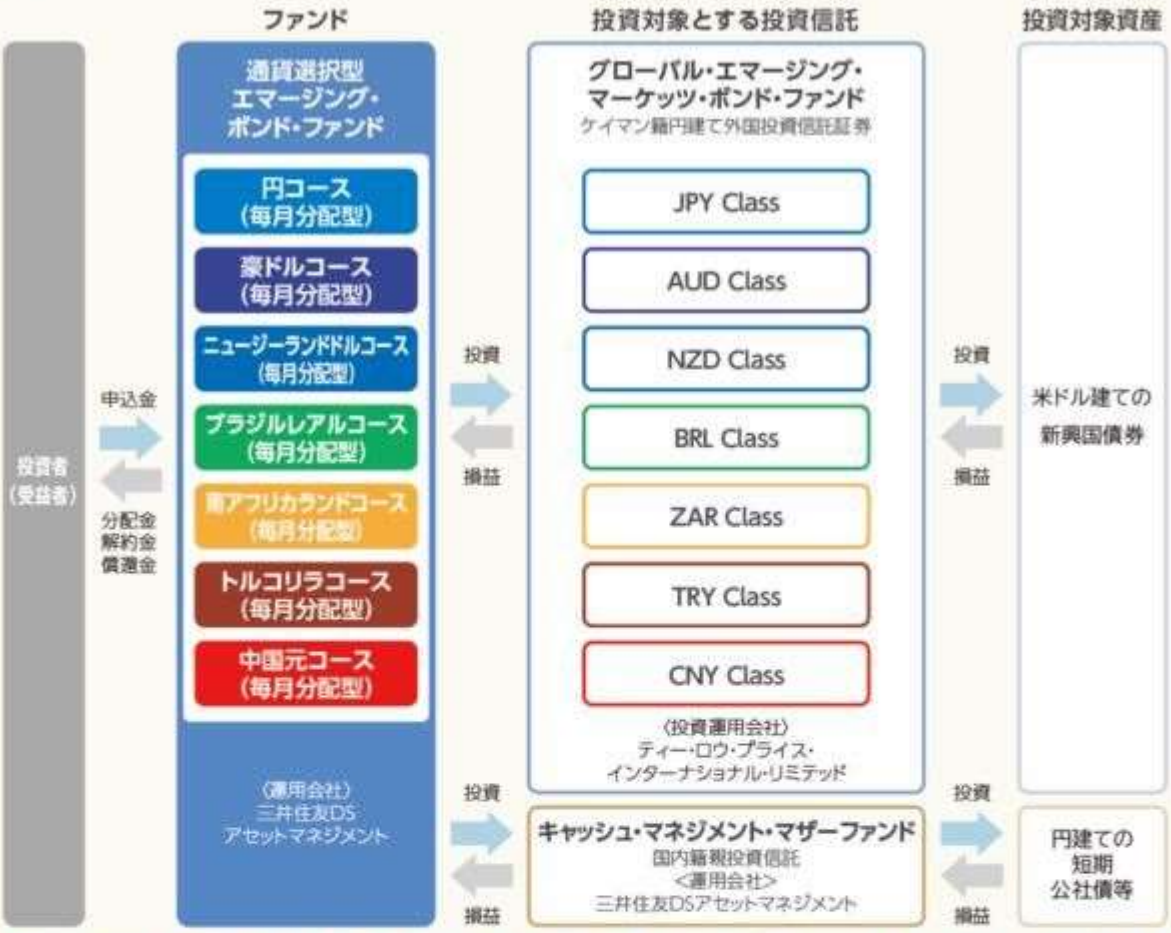

※各ファンド（マネープールファンドを除く）は「グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米ドル建ての新興国債券となります。

■グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。

ファンド	為替予約取引等
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。

（注1）外国投資信託証券で行われる為替取引とは、「米ドルの売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と取引対象通貨の為替変動リスクがあります。
（注2）為替予約取引の代わりにNDF（直物為替先渡取引）を行う場合があります。

▶マネープールファンド

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

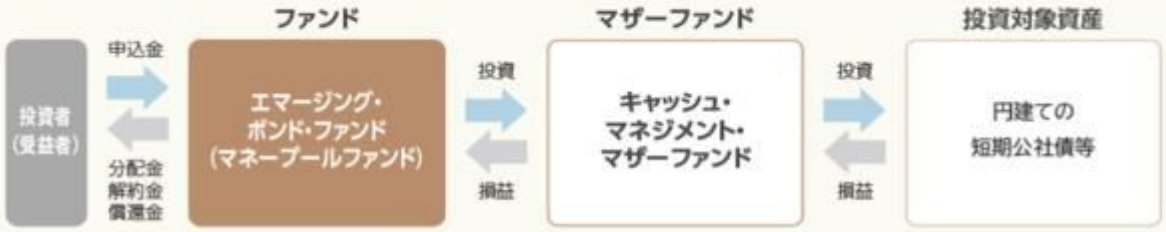

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■当ファンド（マネープールファンドを除く）は主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

▶当ファンド（マネープールファンドを除く）のイメージ図

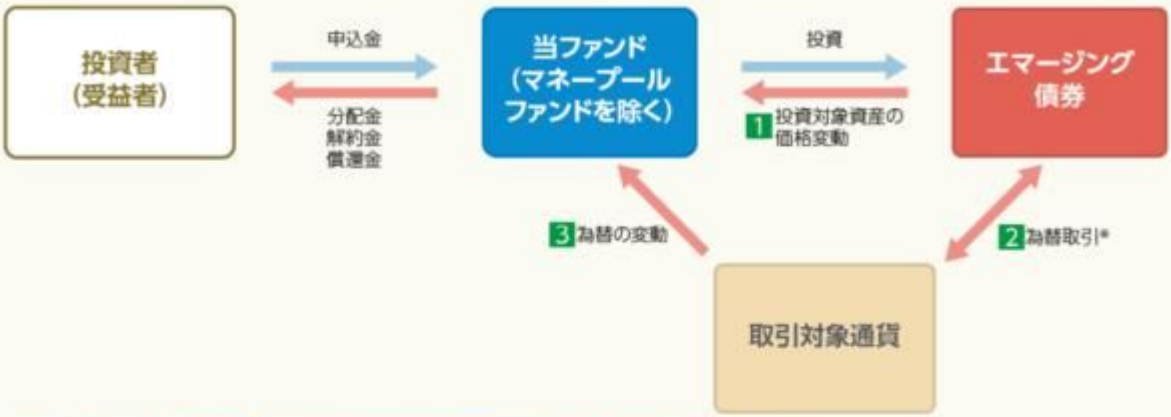

※円コース（毎月分配型）を除き、取引対象通貨の対円での為替リスクが発生しますのでご留意ください。

■当ファンド（マネープールファンドを除く）の収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 エマージング債券の利息収入、値上がり／値下がり	債券価格の上昇 金利低下 債券の発行体の信用力上昇 など	債券価格の下落 金利上昇 債券の発行体の信用力低下 など
2 為替取引によるプレミアム／コスト	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利＞米ドルの短期金利	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利＜米ドルの短期金利
3 為替差益／差損	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

※円コース（毎月分配型）は、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

為替取引によるプレミアム／コストについて

▶為替取引を活用した収益機会のイメージ

〔取引対象通貨の短期金利＞米ドルの短期金利の場合〕

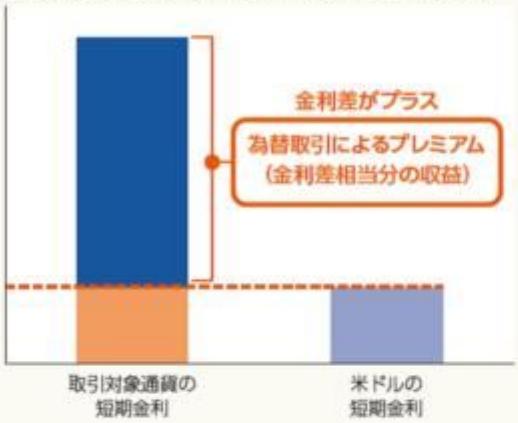

〔取引対象通貨の短期金利＜米ドルの短期金利の場合〕

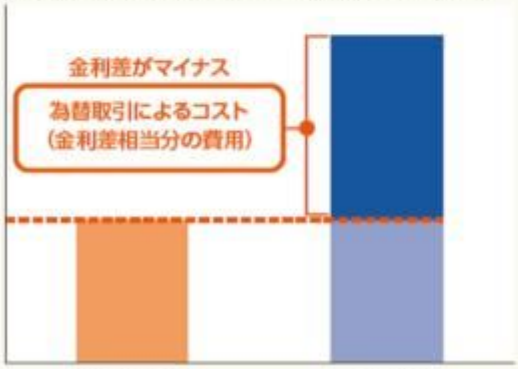

※上記はイメージです。

■一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

■主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

投資対象とする外国投資信託証券の運用会社について

［ティー・ロウ・プライス・グループの概要］

会社概要	●ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。 ●ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
拠点	世界16ヵ国に25拠点を展開
従業員数	7,868名（うち運用プロフェッショナル943名）
運用資産残高	約168兆円（約1兆2,747億米ドル）

（注）2022年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=131.94円で円換算

■ティー・ロウ・プライス・グループはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。

［運用プロセス］

■投資対象とする外国投資信託証券の運用は、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用して、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（所在地:英国ロンドン）が行います。

ファンダメンタル・クレジット分析（政治・経済情勢、市場外要因等）／現地調査／定量分析等

グローバル経済見通し等

リスク・リターン分析に基づく国別配分等

セクター／個別銘柄分析等

※上記の運用プロセスは2022年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

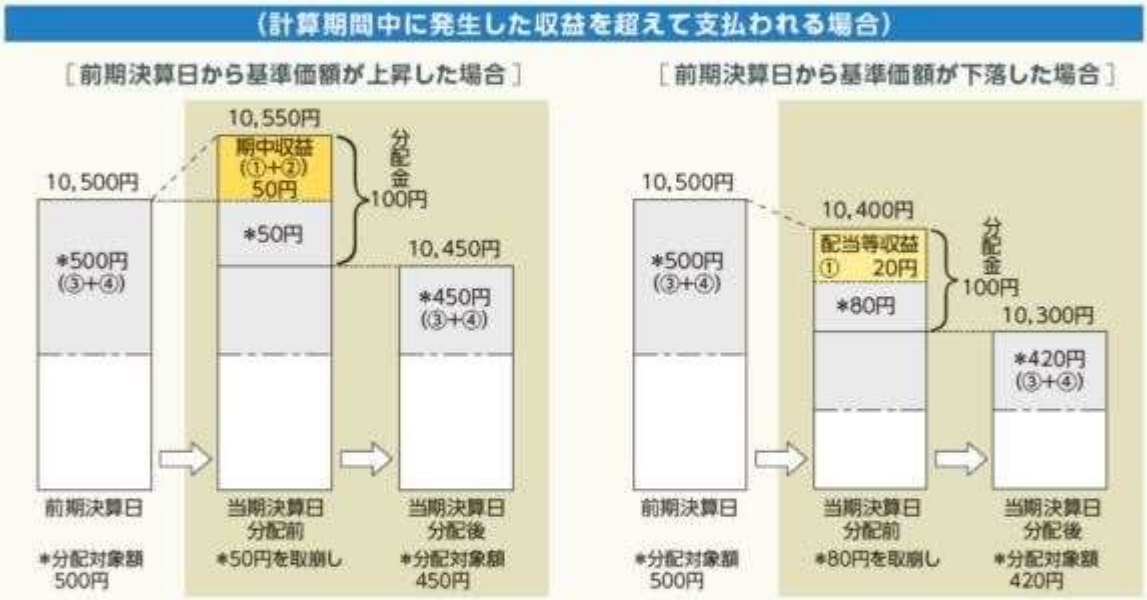

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

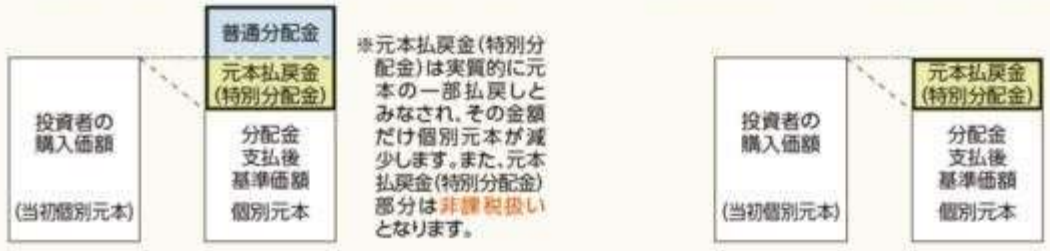

普通分配金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定

めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

［マネープールファンド］
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②運用の指図範囲
［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

［マネープールファンド］
委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定める

ものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

［マネープールファンド］
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド
JPY Class/AUD Class/NZD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class/CNY Class

形態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主要投資対象	新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。
運用の基本方針	●各クラスは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。 ・デュレーションは、エマージング債券市場平均*に対して±2年の範囲とします。 *エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドの数値をいいます。 ・ポートフォリオの平均格付けは、原則としてB−格相当以上とします。 ・キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国国債およびAAA格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。 ●各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。
主な投資制限	●米ドル以外の通貨建ての資産への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ●事業債への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。 ●政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として純資産総額の3%以内とします。 ●非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。
分配方針	原則毎月行います。

ファンド	為替予約取引等
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。

運用管理費用	純資産総額に対して 運用報酬　かかりません。* 管理報酬等　年0.09%程度** *運用報酬は、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドの各ファンド(マネープールファンドを除く)の委託会社報酬から支払われます。 **上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。 ※上記のほか、受託会社への報酬(年10,000米ドル程度)、管理および保管に要する費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
投資運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主要投資対象	本邦貨建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

（３）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

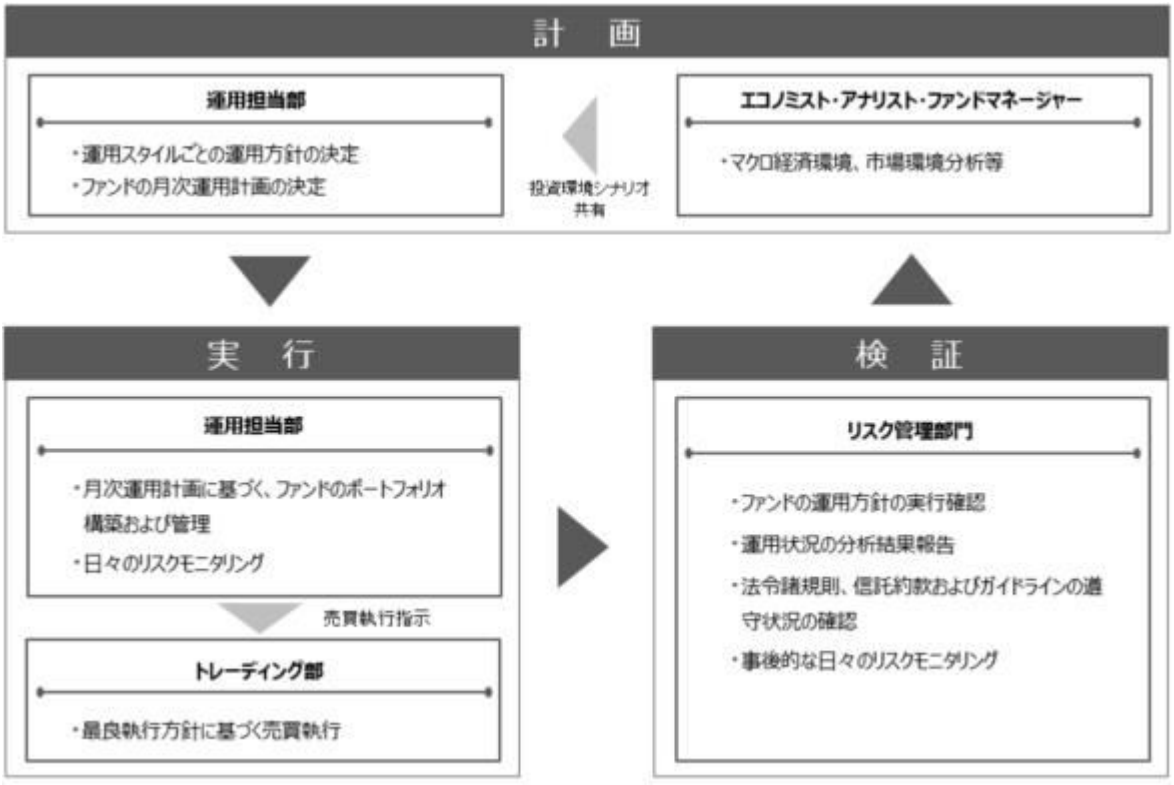

※リスク管理部門の人員数は、約50名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。
※他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

毎決算時（毎月の16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

各ファンド（マネープールファンドを除く）は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

［マネープールファンド］

毎決算時（毎年１月、７月の16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

マネープールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

［マネープールファンド］

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所※における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ａ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの投資方針等）

(１)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投

資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

（イ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）為替変動リスク

「各ファンド（円コース（毎月分配型）およびマネープールファンドを除く）」

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。
なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

「円コース（毎月分配型）」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

［マネープールファンド］

（イ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金

利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

為替取引に関する留意点

各ファンド（マネープールファンドを除く）の主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるＮＤＦ（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

・マネープールファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用

会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

円コース（毎月分配型）

豪ドルコース（毎月分配型）

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

年間騰落率：
2018年2月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2018年2月～2023年1月

ブラジルレアルコース（毎月分配型）

年間騰落率：
2018年2月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2018年2月～2023年1月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

ファンド：
2018年2月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	−0.6%	6.2%	14.4%	6.6%	−0.2%	2.8%	1.6%

ブラジルレアルコース（毎月分配型）

ファンド：
2018年2月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	−2.9%	6.2%	14.4%	6.6%	−0.2%	2.8%	1.6%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 南アフリカランドコース（毎月分配型）

年間騰落率：
2018年2月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2018年2月～2023年1月

■ トルコリラコース（毎月分配型）

年間騰落率：
2018年2月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2018年2月～2023年1月

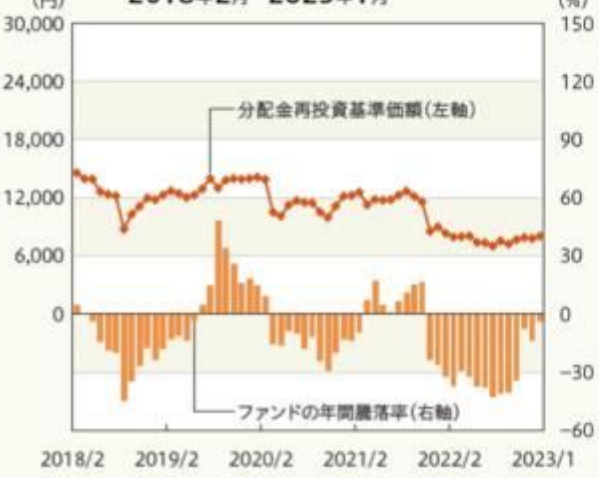

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ 南アフリカランドコース（毎月分配型）

ファンド：
2018年2月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.4%	6.2%	14.4%	6.6%	−0.2%	2.8%	1.6%

■ トルコリラコース（毎月分配型）

ファンド：
2018年2月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	−10.2%	6.2%	14.4%	6.6%	−0.2%	2.8%	1.6%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

中国元コース（毎月分配型）

年間騰落率：
2018年2月～2023年1月

分配金再投資基準価額：
2018年2月～2023年1月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2018年2月～2023年1月

他の資産クラス：
2018年2月～2023年1月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.9%	6.2%	14.4%	6.6%	−0.2%	2.8%	1.6%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

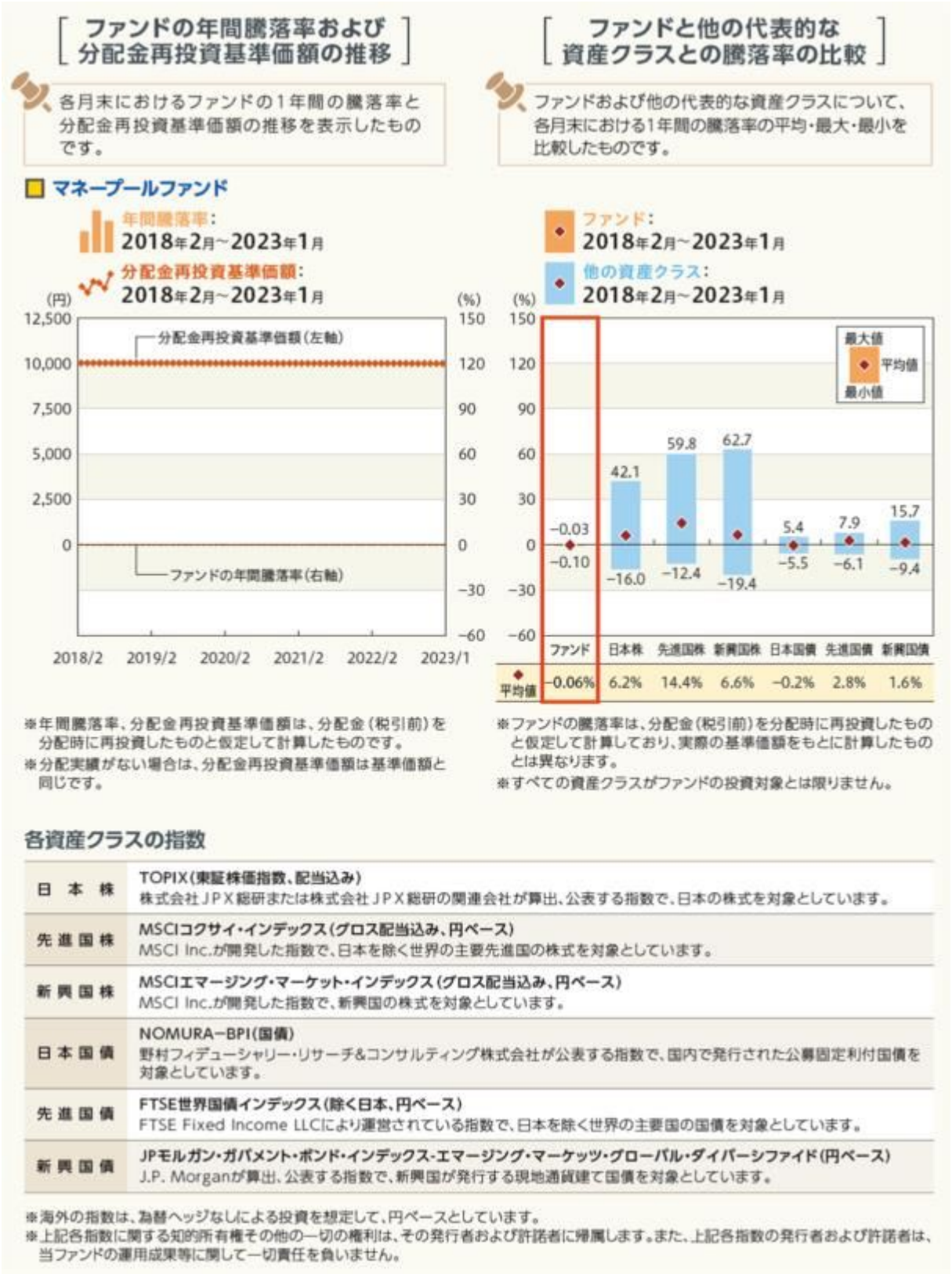

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

［マネープールファンド］
ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
解約手数料はありません。
ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

［マネープールファンド］
解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="5">ファンド</td><td colspan="3">純資産総額に年1.628%（税抜き1.48%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年0.85%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.60%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託</td><td colspan="3">年0.09%程度*</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td colspan="3">ファンドの純資産総額に対して年1.718%（税抜き1.57%）程度*</td></tr>
</table>

＊当ファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。
＊当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

［マネープールファンド］
純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬率は、各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.66（税抜き0.60）を乗じた率とし、当該月の第１営業日の計上分より適用します。ただし、年0.66%（税抜き0.60%）を上限とします。

信託報酬の配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分＞

支払先	純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します	役務の内容
委託会社	45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年１月、７月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
2023年4月以降の決算等にかかる財務諸表の監査を行う監査法人を、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に変更します。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

［マネープールファンド］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、

その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

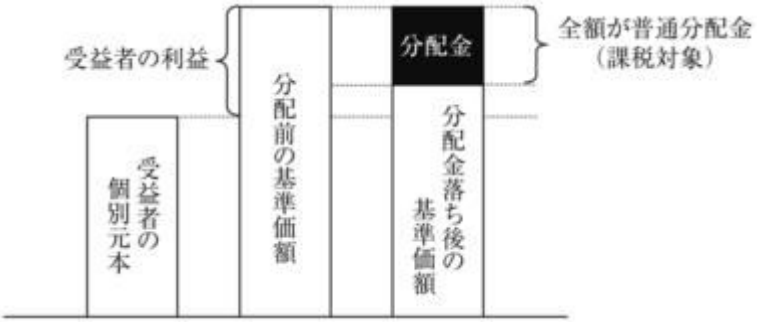

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

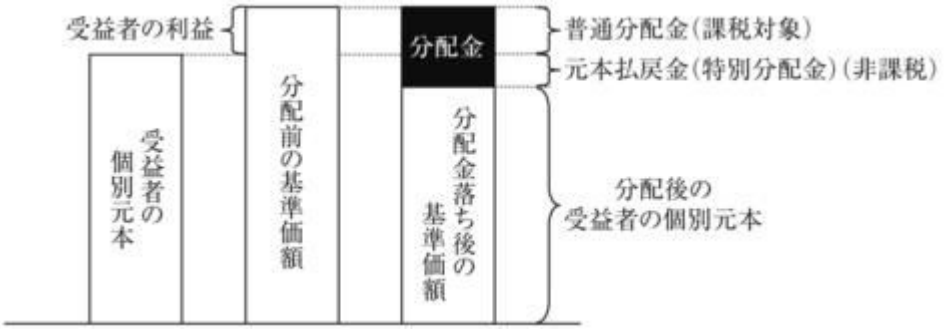

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,574,742,074	97.43
親投資信託受益証券	日本	607,750	0.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	67,370,645	2.55
合計（純資産総額）		2,642,720,469	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,531,078,771	97.53
親投資信託受益証券	日本	615,139	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	190,035,746	2.46
合計（純資産総額）		7,721,729,656	100.00

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	531,510,919	97.35
親投資信託受益証券	日本	352,891	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,095,618	2.59
合計（純資産総額）		545,959,428	100.00

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,963,463,018	97.63
親投資信託受益証券	日本	629,002	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	265,671,137	2.36
合計（純資産総額）		11,229,763,157	100.00

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	448,488,007	97.30
親投資信託受益証券	日本	474,974	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	11,948,795	2.60
合計（純資産総額）		460,911,776	100.00

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,161,385,405	97.51
親投資信託受益証券	日本	899,713	0.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	54,394,403	2.45
合計（純資産総額）		2,216,679,521	100.00

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	183,575,800	97.17
親投資信託受益証券	日本	360,194	0.19

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,994,086	2.64
合計（純資産総額）		188,930,080	100.00

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	173,305,273	99.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	47,553	0.03
合計（純資産総額）		173,352,826	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	7,021,385,533	0.3626	2,545,956,790	0.3667	2,574,742,074	97.43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	598,887	1.0147	607,690	1.0148	607,750	0.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.43
親投資信託受益証券	0.02
合　計	97.45

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）

ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	14,966,372,757	0.4786	7,162,933,008	0.5032	7,531,078,771	97.53
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	606,168	1.0147	615,078	1.0148	615,139	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.53
親投資信託受益証券	0.01
合　計	97.54

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	939,065,228	0.5382	505,421,704	0.5660	531,510,919	97.35
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	347,745	1.0147	352,856	1.0148	352,891	0.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.35
親投資信託受益証券	0.06
合　計	97.42

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)

ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	445,669,228,402	0.0237	10,562,408,480	0.0246	10,963,463,018	97.63
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	619,829	1.0147	628,940	1.0148	629,002	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.63
親投資信託受益証券	0.01
合　計	97.63

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	6,744,180,571	0.0663	447,131,135	0.0665	448,488,007	97.30
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	468,047	1.0147	474,927	1.0148	474,974	0.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.30
親投資信託受益証券	0.10
合　計	97.41

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)

ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	30,701,497,242	0.0678	2,081,582,528	0.0704	2,161,385,405	97.51
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	886,592	1.0147	899,624	1.0148	899,713	0.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.51
親投資信託受益証券	0.04
合　計	97.55

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	209,346,334	0.8536	178,697,617	0.8769	183,575,800	97.17
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	354,941	1.0147	360,158	1.0148	360,194	0.19

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.17
親投資信託受益証券	0.19
合　計	97.36

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	170,777,763	1.0147	173,288,199	1.0148	173,305,273	99.97

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.97
合　計	99.97

②【投資不動産物件】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

該当事項はありません。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期　（2013年 7月16日）	57,868,804,088	61,063,752,375	9,554	10,034
特定9期　（2014年 1月16日）	42,666,129,472	45,182,830,507	9,173	9,653
特定10期　（2014年 7月16日）	35,148,788,749	37,101,595,412	9,306	9,786

特定11期	（2015年 1月16日）	26,881,603,422	28,521,172,405	8,435	8,915
特定12期	（2015年 7月16日）	21,671,830,770	23,062,347,310	8,049	8,529
特定13期	（2016年 1月18日）	16,571,595,829	17,751,930,778	7,184	7,664
特定14期	（2016年 7月19日）	15,718,371,208	16,767,841,214	7,552	8,032
特定15期	（2017年 1月16日）	13,258,401,798	14,201,951,453	7,034	7,514
特定16期	（2017年 7月18日）	12,357,787,781	13,245,028,819	6,804	7,284
特定17期	（2018年 1月16日）	10,734,676,661	11,554,174,312	6,510	6,990
特定18期	（2018年 7月17日）	8,622,825,245	9,059,984,350	5,904	6,184
特定19期	（2019年 1月16日）	6,933,409,487	7,118,788,788	5,669	5,809
特定20期	（2019年 7月16日）	6,391,750,797	6,526,746,519	5,967	6,087
特定21期	（2020年 1月16日）	5,701,557,301	5,795,761,655	5,980	6,075
特定22期	（2020年 7月16日）	4,868,272,499	4,950,245,039	5,468	5,558
特定23期	（2021年 1月18日）	4,612,213,857	4,689,319,380	5,728	5,818
特定24期	（2021年 7月16日）	4,184,096,227	4,253,213,542	5,695	5,785
特定25期	（2022年 1月17日）	3,680,704,606	3,745,097,280	5,246	5,336
特定26期	（2022年 7月19日）	2,596,012,892	2,655,407,479	4,027	4,117
特定27期	（2023年 1月16日）	2,619,401,798	2,675,332,475	4,281	4,371
	2022年 1月末日	3,561,329,530	-	5,241	-
	2月末日	3,375,770,680	-	5,014	-
	3月末日	3,245,333,191	-	4,873	-
	4月末日	3,061,041,929	-	4,637	-
	5月末日	2,988,690,522	-	4,565	-
	6月末日	2,713,629,894	-	4,178	-
	7月末日	2,725,928,394	-	4,240	-
	8月末日	2,707,770,030	-	4,278	-
	9月末日	2,459,973,542	-	3,914	-
	10月末日	2,430,321,283	-	3,942	-
	11月末日	2,572,299,768	-	4,179	-
	12月末日	2,571,455,914	-	4,200	-
	2023年 1月末日	2,642,720,469	-	4,326	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

年月日		純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期	（2013年 7月16日）	123,532,452,871	135,244,187,121	9,674	10,574
特定9期	（2014年 1月16日）	129,830,688,963	142,351,082,053	9,210	10,110
特定10期	（2014年 7月16日）	106,737,097,054	118,139,668,228	9,231	10,131
特定11期	（2015年 1月16日）	89,815,485,374	99,915,952,526	8,171	9,071
特定12期	（2015年 7月16日）	73,451,861,901	83,089,510,453	7,097	7,997
特定13期	（2016年 1月18日）	47,886,553,117	55,634,352,549	5,277	6,077

特定14期 （2016年 7月19日）	44,593,505,673	49,802,620,958	5,326	5,926
特定15期 （2017年 1月16日）	39,986,488,046	44,801,662,211	5,110	5,710
特定16期 （2017年 7月18日）	39,016,465,219	43,842,171,972	4,831	5,431
特定17期 （2018年 1月16日）	37,162,962,784	42,144,734,579	4,377	4,977
特定18期 （2018年 7月17日）	27,996,945,803	30,874,275,242	3,651	4,001
特定19期 （2019年 1月16日）	20,799,599,368	22,029,765,560	3,243	3,418
特定20期 （2019年 7月16日）	18,560,406,502	19,453,399,475	3,267	3,417
特定21期 （2020年 1月16日）	16,330,147,867	16,997,307,402	3,219	3,344
特定22期 （2020年 7月16日）	13,071,237,602	13,551,214,096	2,834	2,934
特定23期 （2021年 1月18日）	12,766,860,345	13,024,802,220	3,146	3,206
特定24期 （2021年 7月16日）	11,434,613,898	11,660,012,659	3,192	3,252
特定25期 （2022年 1月17日）	9,648,269,235	9,853,116,763	2,947	3,007
特定26期 （2022年 7月19日）	7,867,658,031	8,055,757,004	2,591	2,651
特定27期 （2023年 1月16日）	7,390,840,061	7,564,238,314	2,621	2,681
2022年 1月末日	9,401,798,875	-	2,886	-
2月末日	9,203,228,745	-	2,857	-
3月末日	9,696,987,123	-	3,045	-
4月末日	9,018,251,354	-	2,882	-
5月末日	8,739,721,146	-	2,827	-
6月末日	8,187,140,966	-	2,675	-
7月末日	8,148,733,017	-	2,708	-
8月末日	8,244,784,026	-	2,780	-
9月末日	7,303,286,495	-	2,500	-
10月末日	7,373,023,708	-	2,544	-
11月末日	7,587,077,064	-	2,660	-
12月末日	7,378,620,879	-	2,607	-
2023年 1月末日	7,721,729,656	-	2,750	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期 （2013年 7月16日）	2,159,326,294	2,263,634,682	11,678	12,338
特定9期 （2014年 1月16日）	2,457,430,412	2,591,682,364	12,566	13,226
特定10期 （2014年 7月16日）	2,723,204,973	2,851,450,991	13,198	13,858
特定11期 （2015年 1月16日）	2,437,970,284	2,571,621,879	12,523	13,183
特定12期 （2015年 7月16日）	2,212,325,623	2,344,466,545	11,053	11,713
特定13期 （2016年 1月18日）	1,597,256,583	1,719,276,316	9,177	9,837
特定14期 （2016年 7月19日）	1,579,037,612	1,688,387,428	9,684	10,344
特定15期 （2017年 1月16日）	1,635,256,685	1,741,433,278	9,933	10,593
特定16期 （2017年 7月18日）	1,685,122,578	1,799,673,284	9,816	10,476

特定17期 （2018年 1月16日）	1,816,417,452	1,940,784,828	9,277	9,937
特定18期 （2018年 7月17日）	1,712,644,608	1,829,784,127	7,880	8,440
特定19期 （2019年 1月16日）	1,378,075,184	1,446,657,930	7,307	7,647
特定20期 （2019年 7月16日）	1,312,383,890	1,367,140,060	7,467	7,767
特定21期 （2020年 1月16日）	1,137,164,777	1,172,776,790	7,437	7,662
特定22期 （2020年 7月16日）	954,690,569	986,040,095	6,457	6,667
特定23期 （2021年 1月18日）	945,875,314	975,684,831	7,023	7,233
特定24期 （2021年 7月16日）	884,410,999	911,057,026	7,160	7,370
特定25期 （2022年 1月17日）	707,181,653	731,254,492	6,563	6,773
特定26期 （2022年 7月19日）	529,889,573	551,682,175	5,485	5,695
特定27期 （2023年 1月16日）	519,046,195	538,948,738	5,551	5,761
2022年 1月末日	686,051,882	-	6,390	-
2月末日	672,473,982	-	6,285	-
3月末日	708,969,501	-	6,671	-
4月末日	645,302,452	-	6,237	-
5月末日	627,366,842	-	6,074	-
6月末日	552,466,024	-	5,686	-
7月末日	552,184,666	-	5,722	-
8月末日	558,944,193	-	5,814	-
9月末日	494,268,570	-	5,144	-
10月末日	509,346,760	-	5,382	-
11月末日	536,058,902	-	5,717	-
12月末日	527,045,673	-	5,656	-
2023年 1月末日	545,959,428	-	5,825	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期 （2013年 7月16日）	246,807,909,182	271,003,684,757	7,163	7,823
特定9期 （2014年 1月16日）	221,166,456,131	243,250,275,151	6,811	7,471
特定10期 （2014年 7月16日）	173,384,523,805	191,723,125,375	7,137	7,797
特定11期 （2015年 1月16日）	139,303,870,339	154,262,498,497	6,351	7,011
特定12期 （2015年 7月16日）	108,663,068,849	122,513,205,605	5,304	5,964
特定13期 （2016年 1月18日）	63,281,524,097	74,913,535,620	3,441	4,041
特定14期 （2016年 7月19日）	66,774,553,560	75,127,594,392	3,987	4,467
特定15期 （2017年 1月16日）	65,461,646,940	73,182,085,359	4,070	4,550
特定16期 （2017年 7月18日）	62,984,709,502	70,682,299,446	3,884	4,364
特定17期 （2018年 1月16日）	59,545,369,514	67,454,568,556	3,551	4,031
特定18期 （2018年 7月17日）	38,451,431,408	42,876,323,764	2,650	2,930
特定19期 （2019年 1月16日）	32,055,200,258	33,940,939,664	2,552	2,692

特定20期	（2019年 7月16日）	29,706,602,798	31,125,004,834	2,644	2,764
特定21期	（2020年 1月16日）	24,983,965,078	26,272,631,332	2,408	2,528
特定22期	（2020年 7月16日）	15,617,420,436	16,616,206,963	1,630	1,730
特定23期	（2021年 1月18日）	14,472,873,845	15,021,334,644	1,651	1,711
特定24期	（2021年 7月16日）	14,269,568,666	14,768,918,060	1,774	1,834
特定25期	（2022年 1月17日）	11,537,869,613	11,996,970,745	1,573	1,633
特定26期	（2022年 7月19日）	10,709,030,728	11,130,951,564	1,574	1,634
特定27期	（2023年 1月16日）	10,879,366,664	11,272,308,544	1,706	1,766
	2022年 1月末日	11,888,634,181	-	1,634	-
	2月末日	11,876,697,963	-	1,645	-
	3月末日	13,095,405,332	-	1,838	-
	4月末日	12,329,045,969	-	1,758	-
	5月末日	12,801,132,912	-	1,835	-
	6月末日	11,351,200,737	-	1,652	-
	7月末日	11,280,586,395	-	1,661	-
	8月末日	12,068,407,560	-	1,795	-
	9月末日	10,710,608,958	-	1,617	-
	10月末日	11,125,347,765	-	1,698	-
	11月末日	11,133,704,238	-	1,715	-
	12月末日	10,847,048,365	-	1,696	-
	2023年 1月末日	11,229,763,157	-	1,768	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

年月日		純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期	（2013年 7月16日）	5,213,148,307	5,628,702,882	7,467	8,067
特定9期	（2014年 1月16日）	4,222,165,450	4,618,228,021	6,776	7,376
特定10期	（2014年 7月16日）	3,003,378,999	3,325,560,705	6,734	7,334
特定11期	（2015年 1月16日）	2,204,128,379	2,434,845,852	6,539	7,139
特定12期	（2015年 7月16日）	1,954,613,620	2,152,112,099	6,096	6,696
特定13期	（2016年 1月18日）	1,122,400,592	1,288,477,782	3,799	4,339
特定14期	（2016年 7月19日）	1,221,485,840	1,343,166,750	4,187	4,607
特定15期	（2017年 1月16日）	1,409,619,442	1,534,273,756	4,488	4,908
特定16期	（2017年 7月18日）	1,745,562,645	1,901,774,511	4,487	4,907
特定17期	（2018年 1月16日）	1,698,890,169	1,865,672,730	4,431	4,851
特定18期	（2018年 7月17日）	1,267,293,793	1,363,420,087	3,877	4,147
特定19期	（2019年 1月16日）	966,368,813	1,016,009,873	3,506	3,671
特定20期	（2019年 7月16日）	940,393,082	979,513,690	3,687	3,837
特定21期	（2020年 1月16日）	836,571,502	873,014,155	3,663	3,813
特定22期	（2020年 7月16日）	665,025,219	694,411,587	2,822	2,952

特定23期　（2021年 1月18日）	733,784,727	754,616,832	3,134	3,224
特定24期　（2021年 7月16日）	722,741,695	742,785,029	3,502	3,592
特定25期　（2022年 1月17日）	611,141,806	629,005,887	3,200	3,290
特定26期　（2022年 7月19日）	454,221,359	470,242,649	2,723	2,813
特定27期　（2023年 1月16日）	458,690,300	473,644,124	2,792	2,882
2022年 1月末日	608,120,678	-	3,186	-
2月末日	580,387,594	-	3,148	-
3月末日	623,686,605	-	3,402	-
4月末日	552,936,756	-	3,098	-
5月末日	550,708,465	-	3,104	-
6月末日	488,784,715	-	2,935	-
7月末日	480,179,063	-	2,879	-
8月末日	486,822,779	-	2,944	-
9月末日	436,760,216	-	2,649	-
10月末日	456,278,513	-	2,713	-
11月末日	486,478,569	-	2,892	-
12月末日	471,932,671	-	2,834	-
2023年 1月末日	460,911,776	-	2,798	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定8期　（2013年 7月16日）	50,445,662,098	54,352,064,492	7,465	8,065
特定9期　（2014年 1月16日）	37,873,620,323	41,569,685,009	6,621	7,221
特定10期　（2014年 7月16日）	28,922,981,636	31,854,354,139	6,818	7,418
特定11期　（2015年 1月16日）	23,718,641,956	26,041,000,720	6,624	7,224
特定12期　（2015年 7月16日）	20,051,207,039	22,112,031,477	5,857	6,457
特定13期　（2016年 1月18日）	12,523,358,750	14,282,239,054	4,337	4,897
特定14期　（2016年 7月19日）	10,534,958,570	11,815,954,755	4,255	4,735
特定15期　（2017年 1月16日）	7,154,819,169	8,229,852,272	3,359	3,839
特定16期　（2017年 7月18日）	15,164,067,898	16,739,967,379	3,325	3,805
特定17期　（2018年 1月16日）	26,863,321,788	30,455,165,652	2,886	3,366
特定18期　（2018年 7月17日）	17,483,207,028	20,069,239,986	2,052	2,332
特定19期　（2019年 1月16日）	12,777,842,160	13,673,475,034	1,793	1,908
特定20期　（2019年 7月16日）	11,549,228,645	12,135,380,246	1,977	2,067
特定21期　（2020年 1月16日）	9,378,393,353	9,701,241,373	2,070	2,135
特定22期　（2020年 7月16日）	6,323,209,241	6,534,714,897	1,635	1,685
特定23期　（2021年 1月18日）	5,263,851,953	5,367,861,526	1,631	1,661
特定24期　（2021年 7月16日）	4,618,929,741	4,709,535,603	1,620	1,650
特定25期　（2022年 1月17日）	2,602,212,684	2,680,540,869	1,073	1,103

特定26期　（2022年 7月19日）	2,039,261,582	2,109,947,234	880	910
特定27期　（2023年 1月16日）	2,156,723,241	2,225,467,619	956	986
2022年 1月末日	2,618,209,265	-	1,093	-
2月末日	2,470,076,105	-	1,036	-
3月末日	2,468,535,539	-	1,038	-
4月末日	2,469,220,541	-	1,043	-
5月末日	2,234,026,409	-	952	-
6月末日	2,203,474,584	-	942	-
7月末日	2,070,252,170	-	893	-
8月末日	2,189,308,741	-	953	-
9月末日	2,094,096,897	-	911	-
10月末日	2,214,476,025	-	960	-
11月末日	2,256,569,576	-	984	-
12月末日	2,193,291,193	-	966	-
2023年 1月末日	2,216,679,521	-	991	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定7期　（2013年 7月16日）	649,307,104	663,657,300	12,253	12,493
特定8期　（2014年 1月16日）	680,306,685	691,592,467	12,913	13,153
特定9期　（2014年 7月16日）	480,049,284	490,253,814	12,980	13,220
特定10期　（2015年 1月16日）	521,088,559	529,960,660	14,178	14,418
特定11期　（2015年 7月16日）	621,211,454	630,564,490	15,157	15,397
特定12期　（2016年 1月18日）	400,028,820	407,907,878	13,092	13,332
特定13期　（2016年 7月19日）	325,910,238	332,248,094	13,161	13,401
特定14期　（2017年 1月16日）	311,361,320	316,926,637	13,866	14,106
特定15期　（2017年 7月18日）	305,179,492	310,270,580	14,405	14,645
特定16期　（2018年 1月16日）	345,677,091	350,907,428	15,350	15,590
特定17期　（2018年 7月17日）	337,337,286	342,959,836	14,364	14,604
特定18期　（2019年 1月16日）	296,471,400	301,829,305	13,576	13,816
特定19期　（2019年 7月16日）	298,456,074	303,494,252	14,302	14,542
特定20期　（2020年 1月16日）	281,873,315	286,879,438	14,867	15,107
特定21期　（2020年 7月16日）	268,996,991	273,606,959	13,239	13,479
特定22期　（2021年 1月18日）	299,637,972	304,514,284	14,689	14,929
特定23期　（2021年 7月16日）	275,433,087	279,843,159	15,716	15,956
特定24期　（2022年 1月17日）	241,565,582	245,425,014	15,626	15,866
特定25期　（2022年 7月19日）	197,897,619	201,402,446	13,941	14,181
特定26期　（2023年 1月16日）	184,301,105	187,492,051	14,221	14,461
2022年 1月末日	244,436,853	-	15,774	-

2月末日	239,640,545	-	15,302	-
3月末日	222,254,898	-	15,631	-
4月末日	216,711,265	-	15,238	-
5月末日	210,195,753	-	14,609	-
6月末日	203,170,950	-	14,417	-
7月末日	196,471,904	-	14,355	-
8月末日	200,585,823	-	14,656	-
9月末日	181,869,468	-	13,457	-
10月末日	179,319,146	-	13,864	-
11月末日	181,575,239	-	14,044	-
12月末日	181,663,850	-	14,020	-
2023年 1月末日	188,930,080	-	14,588	-

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期　（2013年 7月16日）	2,425,009,545	2,425,009,545	10,022	10,022
第9期　（2014年 1月16日）	1,549,651,752	1,549,651,752	10,024	10,024
第10期　（2014年 7月16日）	1,349,347,123	1,349,347,123	10,024	10,024
第11期　（2015年 1月16日）	1,000,450,109	1,000,450,109	10,023	10,023
第12期　（2015年 7月16日）	1,037,519,961	1,037,519,961	10,023	10,023
第13期　（2016年 1月18日）	1,115,323,976	1,115,323,976	10,022	10,022
第14期　（2016年 7月19日）	1,049,250,504	1,049,250,504	10,026	10,026
第15期　（2017年 1月16日）	816,866,982	816,866,982	10,021	10,021
第16期　（2017年 7月18日）	491,333,770	491,333,770	10,016	10,016
第17期　（2018年 1月16日）	388,134,538	388,134,538	10,015	10,015
第18期　（2018年 7月17日）	274,397,906	274,397,906	10,011	10,011
第19期　（2019年 1月16日）	247,771,826	247,771,826	10,009	10,009
第20期　（2019年 7月16日）	222,193,546	222,193,546	10,005	10,005
第21期　（2020年 1月16日）	309,685,562	309,685,562	10,000	10,000
第22期　（2020年 7月16日）	308,773,153	308,773,153	9,998	9,998
第23期　（2021年 1月18日）	285,211,937	285,211,937	9,995	9,995
第24期　（2021年 7月16日）	271,449,265	271,449,265	9,992	9,992
第25期　（2022年 1月17日）	139,352,167	139,352,167	9,989	9,989
第26期　（2022年 7月19日）	175,390,331	175,390,331	9,989	9,989
第27期　（2023年 1月16日）	173,431,070	173,431,070	9,984	9,984
2022年 1月末日	205,689,042	-	9,990	-
2月末日	206,796,725	-	9,989	-
3月末日	207,095,250	-	9,989	-
4月末日	212,680,639	-	9,989	-

5月末日	198,404,783	-	9,989	-
6月末日	174,786,224	-	9,989	-
7月末日	175,335,019	-	9,989	-
8月末日	176,178,468	-	9,988	-
9月末日	177,014,110	-	9,987	-
10月末日	176,082,951	-	9,986	-
11月末日	173,530,449	-	9,986	-
12月末日	173,583,422	-	9,984	-
2023年 1月末日	173,352,826	-	9,985	-

②【分配の推移】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	480
特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	480
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	480
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	480
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	480
特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	480
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	480
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	480
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	480
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	480
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	280
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	140
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	120
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	95
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	90
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	90
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	90
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	90
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	90
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	90

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	900
特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	900
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	900
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	900
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	900

特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	800
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	600
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	600
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	600
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	600
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	350
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	175
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	150
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	125
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	100
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	60
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	60
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	60
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	60
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	60

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	660
特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	660
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	660
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	660
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	660
特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	660
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	660
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	660
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	660
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	660
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	560
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	340
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	300
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	225
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	210
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	210
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	210
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	210
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	210
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	210

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	660

特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	660
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	660
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	660
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	660
特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	600
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	480
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	480
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	480
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	480
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	280
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	140
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	120
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	120
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	100
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	60
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	60
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	60
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	60
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	60

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	600
特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	600
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	600
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	600
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	600
特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	540
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	420
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	420
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	420
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	420
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	270
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	165
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	150
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	150
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	130
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	90
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	90
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	90
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	90
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	90

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	600
特定9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	600
特定10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	600
特定11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	600
特定12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	600
特定13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	560
特定14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	480
特定15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	480
特定16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	480
特定17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	480
特定18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	280
特定19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	115
特定20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	90
特定21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	65
特定22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	50
特定23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	30
特定24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	30
特定25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	30
特定26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	30
特定27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	30

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定7期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	240
特定8期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	240
特定9期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	240
特定10期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	240
特定11期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	240
特定12期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	240
特定13期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	240
特定14期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	240
特定15期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	240
特定16期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	240
特定17期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	240
特定18期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	240
特定19期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	240
特定20期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	240
特定21期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	240
特定22期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	240
特定23期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	240

特定24期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	240
特定25期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	240
特定26期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	240

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第8期	2013年 1月17日～2013年 7月16日	0
第9期	2013年 7月17日～2014年 1月16日	0
第10期	2014年 1月17日～2014年 7月16日	0
第11期	2014年 7月17日～2015年 1月16日	0
第12期	2015年 1月17日～2015年 7月16日	0
第13期	2015年 7月17日～2016年 1月18日	0
第14期	2016年 1月19日～2016年 7月19日	0
第15期	2016年 7月20日～2017年 1月16日	0
第16期	2017年 1月17日～2017年 7月18日	0
第17期	2017年 7月19日～2018年 1月16日	0
第18期	2018年 1月17日～2018年 7月17日	0
第19期	2018年 7月18日～2019年 1月16日	0
第20期	2019年 1月17日～2019年 7月16日	0
第21期	2019年 7月17日～2020年 1月16日	0
第22期	2020年 1月17日～2020年 7月16日	0
第23期	2020年 7月17日～2021年 1月18日	0
第24期	2021年 1月19日～2021年 7月16日	0
第25期	2021年 7月17日～2022年 1月17日	0
第26期	2022年 1月18日～2022年 7月19日	0
第27期	2022年 7月20日～2023年 1月16日	0

③【収益率の推移】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△7.0
特定9期	1.0
特定10期	6.7
特定11期	△4.2
特定12期	1.1
特定13期	△4.8
特定14期	11.8
特定15期	△0.5
特定16期	3.6
特定17期	2.7
特定18期	△5.0

特定19期	△1.6
特定20期	7.4
特定21期	1.8
特定22期	△7.1
特定23期	6.4
特定24期	1.0
特定25期	△6.3
特定26期	△21.5
特定27期	8.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△8.1
特定9期	4.5
特定10期	10.0
特定11期	△1.7
特定12期	△2.1
特定13期	△14.4
特定14期	12.3
特定15期	7.2
特定16期	6.3
特定17期	3.0
特定18期	△8.6
特定19期	△6.4
特定20期	5.4
特定21期	2.4
特定22期	△8.9
特定23期	13.1
特定24期	3.4
特定25期	△5.8
特定26期	△10.0
特定27期	3.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△1.7
特定9期	13.3

特定10期	10.3
特定11期	△0.1
特定12期	△6.5
特定13期	△11.0
特定14期	12.7
特定15期	9.4
特定16期	5.5
特定17期	1.2
特定18期	△9.0
特定19期	△3.0
特定20期	6.3
特定21期	2.6
特定22期	△10.4
特定23期	12.0
特定24期	4.9
特定25期	△5.4
特定26期	△13.2
特定27期	5.0

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△2.7
特定9期	4.3
特定10期	14.5
特定11期	△1.8
特定12期	△6.1
特定13期	△23.8
特定14期	29.8
特定15期	14.1
特定16期	7.2
特定17期	3.8
特定18期	△17.5
特定19期	1.6
特定20期	8.3
特定21期	△4.4
特定22期	△28.2
特定23期	5.0
特定24期	11.1
特定25期	△7.9
特定26期	3.9
特定27期	12.2

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△4.7
特定9期	△1.2
特定10期	8.2
特定11期	6.0
特定12期	2.4
特定13期	△28.8
特定14期	21.3
特定15期	17.2
特定16期	9.3
特定17期	8.1
特定18期	△6.4
特定19期	△5.3
特定20期	9.4
特定21期	3.4
特定22期	△19.4
特定23期	14.2
特定24期	14.6
特定25期	△6.1
特定26期	△12.1
特定27期	5.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定8期	△2.3
特定9期	△3.3
特定10期	12.0
特定11期	6.0
特定12期	△2.5
特定13期	△16.4
特定14期	9.2
特定15期	△9.8
特定16期	13.3
特定17期	1.2
特定18期	△19.2

特定19期	△7.0
特定20期	15.3
特定21期	8.0
特定22期	△18.6
特定23期	1.6
特定24期	1.2
特定25期	△31.9
特定26期	△15.2
特定27期	12.0

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

	収益率（%）
特定7期	5.2
特定8期	7.3
特定9期	2.4
特定10期	11.1
特定11期	8.6
特定12期	△12.0
特定13期	2.4
特定14期	7.2
特定15期	5.6
特定16期	8.2
特定17期	△4.9
特定18期	△3.8
特定19期	7.1
特定20期	5.6
特定21期	△9.3
特定22期	12.8
特定23期	8.6
特定24期	1.0
特定25期	△9.2
特定26期	3.7

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

	収益率（%）
第8期	0.0
第9期	0.0

第10期	0.0
第11期	△0.0
第12期	0.0
第13期	△0.0
第14期	0.0
第15期	△0.0
第16期	△0.0
第17期	△0.0
第18期	△0.0
第19期	△0.0
第20期	△0.0
第21期	△0.0
第22期	△0.0
第23期	△0.0
第24期	△0.0
第25期	△0.0
第26期	0.0
第27期	△0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	14,656,075,658	28,854,948,282
特定9期	2,877,531,522	16,934,705,189
特定10期	1,958,943,704	10,698,753,246
特定11期	1,144,650,777	7,045,207,443
特定12期	774,356,729	5,722,038,238
特定13期	703,142,919	4,557,488,535
特定14期	1,009,970,294	3,265,363,781
特定15期	1,391,295,879	3,355,656,443
特定16期	1,386,380,485	2,072,461,781
特定17期	1,314,128,208	2,987,193,320
特定18期	452,327,832	2,337,043,645
特定19期	142,038,005	2,516,552,446
特定20期	585,760,458	2,105,331,559
特定21期	163,096,244	1,339,208,725
特定22期	110,042,897	742,407,599
特定23期	68,400,212	919,054,480
特定24期	209,998,990	915,718,275
特定25期	249,949,764	580,246,300
特定26期	33,793,467	604,078,139

特定27期	37,676,037	365,234,905

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	36,447,324,564	55,196,338,717
特定9期	38,260,767,070	24,997,108,621
特定10期	19,535,312,226	44,867,960,678
特定11期	14,163,321,749	19,879,046,928
特定12期	10,114,462,815	16,538,284,629
特定13期	5,812,475,597	18,561,775,017
特定14期	4,257,277,958	11,277,400,271
特定15期	5,090,442,665	10,561,645,342
特定16期	11,186,500,287	8,684,119,809
特定17期	13,011,512,494	8,860,449,888
特定18期	5,640,729,577	13,853,608,612
特定19期	1,459,830,009	14,017,161,857
特定20期	1,824,880,528	9,141,542,040
特定21期	1,027,374,032	7,116,815,074
特定22期	598,204,284	5,209,666,316
特定23期	281,742,360	5,816,068,034
特定24期	167,608,691	4,927,661,723
特定25期	195,872,787	3,285,063,802
特定26期	218,673,618	2,585,741,722
特定27期	213,855,886	2,382,707,795

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	1,894,873,822	1,017,000,483
特定9期	859,470,155	752,857,324
特定10期	1,525,578,412	1,417,905,550
特定11期	981,274,346	1,097,768,921
特定12期	684,106,812	629,457,166
特定13期	269,197,271	530,195,017
特定14期	185,140,801	295,119,281
特定15期	529,279,920	513,459,190
特定16期	511,457,496	441,063,000
特定17期	584,717,557	343,522,056
特定18期	457,112,717	241,583,609
特定19期	175,097,158	462,715,706
特定20期	109,771,340	238,132,371
特定21期	78,157,030	306,655,198

特定22期	37,052,042	87,509,632
特定23期	40,268,882	171,895,063
特定24期	60,195,217	171,886,852
特定25期	23,527,446	181,287,076
特定26期	29,582,798	141,013,155
特定27期	30,658,486	61,583,528

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	57,596,184,197	129,206,089,908
特定9期	41,997,319,256	61,798,223,624
特定10期	15,142,179,864	96,946,785,043
特定11期	13,834,270,900	37,409,573,204
特定12期	17,736,532,358	32,239,354,435
特定13期	10,819,996,822	31,744,935,430
特定14期	7,385,620,159	23,840,091,905
特定15期	16,275,765,945	22,894,028,514
特定16期	20,341,807,736	19,041,459,221
特定17期	19,765,699,041	14,214,269,066
特定18期	7,537,606,778	30,173,927,273
特定19期	3,200,490,086	22,662,167,909
特定20期	2,192,236,846	15,433,828,361
特定21期	1,922,116,749	10,523,657,712
特定22期	1,694,290,741	9,646,712,991
特定23期	936,741,914	9,115,675,480
特定24期	897,966,441	8,084,392,882
特定25期	753,116,441	7,873,750,586
特定26期	728,924,314	6,026,822,846
特定27期	673,661,881	4,923,633,060

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	4,686,748,693	4,613,949,193
特定9期	849,273,890	1,599,677,230
特定10期	715,929,523	2,487,155,872
特定11期	269,224,439	1,358,470,626
特定12期	324,492,262	489,262,065
特定13期	197,324,279	449,215,254
特定14期	379,531,378	416,373,348
特定15期	705,333,826	481,739,347
特定16期	1,511,747,232	762,248,511

特定17期	657,506,770	713,746,875
特定18期	592,139,661	1,157,574,126
特定19期	241,903,581	754,474,951
特定20期	115,962,650	321,307,555
特定21期	187,735,190	454,639,210
特定22期	318,468,582	245,638,777
特定23期	160,303,573	175,929,882
特定24期	60,293,450	337,698,556
特定25期	80,693,179	234,393,845
特定26期	48,121,947	290,112,692
特定27期	104,752,038	129,751,081

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定8期	42,242,893,328	34,625,045,087
特定9期	4,955,262,858	15,328,426,951
特定10期	5,997,807,626	20,779,252,185
特定11期	3,639,327,935	10,255,929,049
特定12期	4,003,631,840	5,574,630,801
特定13期	993,804,167	6,353,002,733
特定14期	878,452,278	4,991,815,878
特定15期	1,677,056,706	5,135,960,976
特定16期	28,247,000,079	3,943,033,975
特定17期	56,570,365,294	9,089,648,851
特定18期	14,555,073,701	22,424,359,970
特定19期	6,826,365,684	20,770,052,619
特定20期	6,667,545,219	19,525,299,703
特定21期	1,491,768,532	14,596,448,314
特定22期	1,075,042,445	7,716,979,638
特定23期	439,933,458	6,836,005,130
特定24期	717,769,695	4,475,363,714
特定25期	737,094,852	5,012,014,996
特定26期	666,393,637	1,742,291,345
特定27期	656,246,288	1,271,755,229

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定7期	511,289,882	599,992,923
特定8期	163,900,603	166,966,515
特定9期	32,931,146	189,936,578
特定10期	154,112,456	156,416,208

特定11期	136,098,992	93,780,053
特定12期	37,040,995	141,357,719
特定13期	7,230,230	65,142,373
特定14期	7,855,144	30,940,077
特定15期	12,595,350	25,281,779
特定16期	52,398,903	39,056,649
特定17期	55,057,031	45,402,437
特定18期	7,466,319	23,948,512
特定19期	25,093,710	34,788,390
特定20期	21,345,554	40,422,146
特定21期	81,602,830	68,013,402
特定22期	11,696,091	10,904,352
特定23期	24,267,047	52,990,919
特定24期	12,347,176	33,017,289
特定25期	8,227,353	20,864,836
特定26期	3,321,344	15,673,900

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期	7,232,843,198	5,722,428,723
第9期	4,524,841,110	5,398,446,830
第10期	1,764,961,896	1,964,871,588
第11期	1,007,799,497	1,355,792,467
第12期	843,742,386	806,694,692
第13期	977,777,122	900,080,126
第14期	477,507,834	543,848,190
第15期	254,893,689	486,246,335
第16期	148,976,644	473,605,673
第17期	290,212,077	393,171,295
第18期	237,622,695	351,098,093
第19期	139,244,770	165,785,917
第20期	205,201,060	230,680,614
第21期	239,169,874	151,561,984
第22期	215,619,252	216,469,622
第23期	54,117,302	77,587,786
第24期	32,813,090	46,493,546
第25期	42,118,673	174,298,834
第26期	113,835,531	77,759,022
第27期	3,389,936	5,260,120

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2023年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	1,227,772,929	31.99
社債券	日本	901,800,900	23.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,707,913,062	44.51
合計（純資産総額）		3,837,486,891	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2023年1月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(％)	償還期限	投資比率(％)
日本	特殊債券	５２政保地方公共団	400,000,000	100.56	402,228,000	100.49	401,974,400	0.801	2023/09/15	10.47
日本	特殊債券	１８　政保中部空港	300,000,000	100.50	301,510,200	100.10	300,292,200	0.668	2023/03/22	7.83
日本	特殊債券	１９５　政保道路機構	211,000,000	100.49	212,027,570	100.48	212,004,360	0.911	2023/07/31	5.52
日本	特殊債券	１８９　政保道路機構	137,000,000	100.28	137,389,080	100.14	137,193,992	0.541	2023/04/28	3.58
日本	特殊債券	１８４　政保道路機構	125,000,000	100.40	125,496,250	100.06	125,072,000	0.815	2023/02/28	3.26
日本	社債券	１０　ダイセル	100,000,000	101.02	101,017,000	100.56	100,564,100	1.050	2023/09/13	2.62
日本	社債券	６　ＪＸホールディングス	100,000,000	101.06	101,056,500	100.48	100,478,600	1.119	2023/07/19	2.62
日本	社債券	４　第一三共	100,000,000	100.78	100,778,000	100.46	100,463,500	0.846	2023/09/15	2.62
日本	社債券	１７１　オリックス	100,000,000	100.62	100,621,000	100.24	100,240,600	1.126	2023/04/28	2.61
日本	社債券	３７５　中国電力	100,000,000	100.50	100,500,000	100.24	100,240,100	1.049	2023/04/25	2.61
日本	社債券	７４　日立キヤピタル	100,000,000	100.10	100,101,000	100.02	100,021,200	0.170	2023/07/20	2.61
日本	社債券	１１　ＬＩＸＩＬグループ	100,000,000	99.94	99,936,000	99.95	99,952,000	0.010	2023/07/18	2.60
日本	社債券	１６　ＴＨＫ	100,000,000	100.00	100,000,000	99.93	99,925,900	0.010	2023/09/15	2.60
日本	社債券	６２　名古屋鉄道	100,000,000	99.99	99,992,000	99.91	99,914,900	0.001	2023/10/26	2.60
日本	特殊債券	５１政保地方公共団	51,000,000	100.66	51,335,580	100.46	51,235,977	0.835	2023/08/14	1.34

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2023年1月31日現在

種類	投資比率（%）
特殊債券	31.99
社債券	23.50
合　計	55.49

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準日:2023年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

円コース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	15円
2022年12月	15円
2022年11月	15円
2022年10月	15円
2022年 9月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	9,100円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

豪ドルコース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	10円
2022年12月	10円
2022年11月	10円
2022年10月	10円
2022年 9月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	15,170円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	35円
2022年12月	35円
2022年11月	35円
2022年10月	35円
2022年 9月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	14,375円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

ブラジルレアルコース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	10円
2022年12月	10円
2022年11月	10円
2022年10月	10円
2022年 9月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	13,550円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

南アフリカランドコース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	15円
2022年12月	15円
2022年11月	15円
2022年10月	15円
2022年 9月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	12,455円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

トルコリラコース（毎月分配型）

決算期	分配金
2023年 1月	5円
2022年12月	5円
2022年11月	5円
2022年10月	5円
2022年 9月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	11,400円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

中国元コース（毎月分配型）

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

決算期	分配金
2023年 1月	40円
2022年12月	40円
2022年11月	40円
2022年10月	40円
2022年 9月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	6,200円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

マネープールファンド

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年 1月	0円
2022年 7月	0円
2022年 1月	0円
2021年 7月	0円
2021年 1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

円コース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.43
親投資信託受益証券	日本	0.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.55
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	97.43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.02

豪ドルコース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.53
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.46
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	97.53
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.35
親投資信託受益証券	日本	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.59
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	97.35
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.06

ブラジルレアルコース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.63
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.36
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	97.63
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

南アフリカランドコース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.30
親投資信託受益証券	日本	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.60
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	97.30
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.10

トルコリラコース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.51
親投資信託受益証券	日本	0.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	97.51
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.04

中国元コース（毎月分配型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.17
親投資信託受益証券	日本	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.64
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	97.17
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.19

マネープールファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	99.97

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

投資対象とする投資信託の現況

■グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド JPY Class/AUD Class/NZD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class/CNY Class

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	6.850	2045/01/27	2.7
セネガル共和国	国債証券	SENEGAL GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	6.250	2033/05/23	2.1
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	4.625	2043/04/15	1.9
インド	社債券	EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA	3.375	2026/08/05	1.8
コートジボワール	国債証券	IVORY COAST GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	6.125	2033/06/15	1.8
ヨルダン	国債証券	JORDAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	5.850	2030/07/07	1.7
バハマ	国債証券	BAHAMAS GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	7.125	2038/04/02	1.6
インドネシア	国債証券	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN INDONESIA III	4.150	2027/03/29	1.6
カタール	国債証券	QATAR GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	4.817	2049/03/14	1.4
エジプト	国債証券	EGYPT GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	8.500	2047/01/31	1.4

※比率は、グローバル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	31.99
社債券	日本	23.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		44.51
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	52政保地方公共団	0.801	2023/09/15	10.47
日本	特殊債券	18　政保中部空港	0.668	2023/03/22	7.83
日本	特殊債券	195　政保道路機構	0.911	2023/07/31	5.52
日本	特殊債券	189　政保道路機構	0.541	2023/04/28	3.58
日本	特殊債券	184　政保道路機構	0.815	2023/02/28	3.26
日本	社債券	10　ダイセル	1.050	2023/09/13	2.62
日本	社債券	6　JXホールディングス	1.119	2023/07/19	2.62
日本	社債券	4　第一三共	0.846	2023/09/15	2.62
日本	社債券	171　オリックス	1.126	2023/04/28	2.61
日本	社債券	375　中国電力	1.049	2023/04/25	2.61

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

円コース（毎月分配型）

豪ドルコース（毎月分配型）

ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

ブラジルレアルコース（毎月分配型）

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。
なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
［マネープールファンド］
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日
［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方

法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
［マネープールファンド］
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。
［マネープールファンド］
受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

［マネープールファンド］

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
債券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「円コース（毎月分配型）」は「通エマ円」、「豪ドルコース（毎月分配型）」は「通エマ豪」、「ニュージーランドドルコース（毎月分配型）」は「通エマニ」、「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」は「通エマブ」、「南アフリカランドコース（毎月分配型）」は「通エマ南」、「トルコリラコース（毎月分配型）」は「通エマト」、「中国元コース（毎月分配型）」は「通エマ元」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

［各ファンド（中国元コース（毎月分配型）を除く）］

2009年７月17日から2024年７月16日まで、もしくは下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

［中国元コース（毎月分配型）］

2010年２月１日から2024年７月16日まで、もしくは下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

毎月17日から翌月16日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

［マネープールファンド］

毎年１月17日から７月16日まで、７月17日から翌年１月16日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

ａ．委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．委託会社は、上記ｂの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）

を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、上記ａに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ～ｅまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

［マネープールファンド］

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支

払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

委託会社は６ヵ月（原則として１月、７月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

［マネープールファンド］

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者は

その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定27期（2022年7月20日から2023年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定26期（2022年7月20日から2023年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期（2022年7月20日から2023年1月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,235,614	2,895,277
コール・ローン	88,502,296	79,330,747
投資信託受益証券	2,524,735,511	2,549,712,949
親投資信託受益証券	607,990	607,690
未収入金	846,880	455,050
流動資産合計	2,617,928,291	2,633,001,713
資産合計	2,617,928,291	2,633,001,713
負債の部		
流動負債		
未払金	-	237,712
未払収益分配金	9,668,688	9,177,350
未払解約金	8,145,886	518,949
未払受託者報酬	81,020	72,580
未払委託者報酬	3,916,289	3,508,533
その他未払費用	103,516	84,791
流動負債合計	21,915,399	13,599,915
負債合計	21,915,399	13,599,915
純資産の部		
元本等		
元本	6,445,792,292	6,118,233,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,849,779,400	△3,498,831,626
（分配準備積立金）	694,296,879	648,478,640
元本等合計	2,596,012,892	2,619,401,798
純資産合計	2,596,012,892	2,619,401,798
負債純資産合計	2,617,928,291	2,633,001,713

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	95,630,967	58,063,085
受取利息	465	240
有価証券売買等損益	△816,898,193	177,252,096
営業収益合計	△721,266,761	235,315,421
営業費用		
支払利息	11,586	19,017
受託者報酬	517,525	423,863
委託者報酬	25,015,426	20,488,806
その他費用	104,502	86,103
営業費用合計	25,649,039	21,017,789
営業利益又は営業損失（△）	△746,915,800	214,297,632
経常利益又は経常損失（△）	△746,915,800	214,297,632
当期純利益又は当期純損失（△）	△746,915,800	214,297,632
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,171,853	△2,263,692
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,335,372,358	△3,849,779,400
剰余金増加額又は欠損金減少額	306,509,794	212,430,089
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	306,509,794	212,430,089
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,778,302	22,112,962
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,778,302	22,112,962
分配金	59,394,587	55,930,677
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,849,779,400	△3,498,831,626

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	6,445,792,292口	6,118,233,424口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 3,849,779,400円	元本の欠損 3,498,831,626円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.4027円 （１万口当たりの純資産額4,027円）	1口当たり純資産額　0.4281円 （１万口当たりの純資産額4,281円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,204,471円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（590,105,633円）、および分配準備積立金（719,873,542円）より、分配対象収益は1,322,183,646円（１万口当たり1,957.62円）であり、うち10,131,036円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,869,337円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（561,546,457円）、および分配準備積立金（687,162,014円）より、分配対象収益は1,260,577,808円（１万口当たり1,974.15円）であり、うち9,578,131円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,190,107円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（584,245,731円）、および分配準備積立金（713,112,094円）より、分配対象収益は1,309,547,932円（１万口当たり1,960.94円）であり、うち10,017,251円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,955,402円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（555,827,209円）、および分配準備積立金（680,770,293円）より、分配対象収益は1,244,552,904円（１万口当たり1,971.81円）であり、うち9,467,616円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,100,590円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（579,274,316円）、および分配準備積立金（708,086,280円）より、分配対象収益は1,299,461,186円（１万口当たり1,964.28円）であり、うち9,923,191円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,667,791円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（545,148,675円）、および分配準備積立金（664,375,729円）より、分配対象収益は1,217,192,195円（１万口当たり1,969.30円）であり、うち9,271,255円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,378,560円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（577,863,577円）、および分配準備積立金（707,524,940円）より、分配対象収益は1,297,767,077円（１万口当たり1,968.07円）であり、うち9,891,160円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,682,686円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（543,520,836円）、および分配準備積立金（659,563,401円）より、分配対象収益は1,212,766,923円（１万口当たり1,970.05円）であり、うち9,234,041円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,027,229円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（571,032,534円）、および分配準備積立金（700,232,297円）より、分配対象収益は1,283,292,060円（１万口当たり1,971.61円）であり、うち9,763,261円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,782,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（542,192,945円）、および分配準備積立金（657,210,280円）より、分配対象収益は1,206,185,681円（１万口当たり1,966.12円）であり、うち9,202,284円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,939,558円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（566,194,350円）、および分配準備積立金（695,026,009円）より、分配対象収益は1,270,159,917円（１万口当たり1,970.53円）であり、うち9,668,688円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,281,213円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（541,374,866円）、および分配準備積立金（652,374,777円）より、分配対象収益は1,199,030,856円（１万口当たり1,959.77円）であり、うち9,177,350円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△170,495,326円

親投資信託受益証券	-円
合計	△170,495,326円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,635,069円
親投資信託受益証券	△60円
合計	17,635,009円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	7,016,076,964円	6,445,792,292円
期中追加設定元本額	33,793,467円	37,676,037円
期中一部解約元本額	604,078,139円	365,234,905円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	7,031,751,101	2,549,712,949	
	投資信託受益証券　小計		2,549,712,949	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	598,887	607,690	
	親投資信託受益証券　小計		607,690	
合　計			2,550,320,639	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,774,188	8,268,370
コール・ローン	239,996,399	226,553,782
投資信託受益証券	7,665,399,544	7,194,449,487
親投資信託受益証券	615,381	615,078
未収入金	825,801	10,874,127
流動資産合計	7,915,611,313	7,440,760,844
資産合計	7,915,611,313	7,440,760,844
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,367,506	28,198,655
未払解約金	5,354,336	11,188,385
未払受託者報酬	241,890	208,389
未払委託者報酬	11,691,703	10,072,426
その他未払費用	297,847	252,928
流動負債合計	47,953,282	49,920,783
負債合計	47,953,282	49,920,783
純資産の部		
元本等		
元本	30,367,506,966	28,198,655,057
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,499,848,935	△20,807,814,996
（分配準備積立金）	122,396,295	173,065,889
元本等合計	7,867,658,031	7,390,840,061
純資産合計	7,867,658,031	7,390,840,061
負債純資産合計	7,915,611,313	7,440,760,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	293,387,525	272,003,332
受取利息	1,322	704
有価証券売買等損益	△1,131,454,251	66,384,787
営業収益合計	△838,065,404	338,388,823
営業費用		
支払利息	31,153	55,006
受託者報酬	1,488,151	1,263,619
委託者報酬	71,929,627	61,076,803
その他費用	300,594	256,884
営業費用合計	73,749,525	62,652,312
営業利益又は営業損失（△）	△911,814,929	275,736,511
経常利益又は経常損失（△）	△911,814,929	275,736,511
当期純利益又は当期純損失（△）	△911,814,929	275,736,511
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,716,642	1,714,974
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△23,086,305,835	△22,499,848,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,848,874,923	1,748,846,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,848,874,923	1,748,846,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,787,479	157,435,418
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,787,479	157,435,418
分配金	188,098,973	173,398,253
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,499,848,935	△20,807,814,996

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	30,367,506,966口	28,198,655,057口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 22,499,848,935円	元本の欠損 20,807,814,996円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.2591円 （１万口当たりの純資産額2,591円）	1口当たり純資産額　0.2621円 （１万口当たりの純資産額2,621円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,482,584円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（755,515,667円）、および分配準備積立金（84,452,782円）より、分配対象収益は873,451,033円（１万口当たり270.07円）であり、うち32,341,301円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,864,817円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（696,093,539円）、および分配準備積立金（119,935,989円）より、分配対象収益は862,894,345円（１万口当たり289.87円）であり、うち29,768,772円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,044,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（748,265,348円）、および分配準備積立金（84,776,896円）より、分配対象収益は867,086,700円（１万口当たり270.73円）であり、うち32,027,177円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,450,540円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（684,090,171円）、および分配準備積立金（134,637,422円）より、分配対象収益は857,178,133円（１万口当たり293.06円）であり、うち29,248,838円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,353,509円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（738,017,901円）、および分配準備積立金（85,541,111円）より、分配対象収益は873,912,521円（１万口当たり276.68円）であり、うち31,585,487円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,812,261円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（679,339,481円）、および分配準備積立金（142,591,756円）より、分配対象収益は860,743,498円（１万口当たり296.45円）であり、うち29,034,629円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,045,572円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（726,449,827円）、および分配準備積立金（102,694,318円）より、分配対象収益は868,189,717円（１万口当たり279.28円）であり、うち31,086,764円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,579,943円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（672,070,199円）、および分配準備積立金（150,519,333円）より、分配対象収益は870,169,475円（１万口当たり303.04円）であり、うち28,714,983円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,644,961円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（717,377,607円）、および分配準備積立金（109,123,545円）より、分配対象収益は867,146,113円（１万口当たり282.54円）であり、うち30,690,738円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,302,499円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（665,681,997円）、および分配準備積立金（167,582,985円）より、分配対象収益は870,567,481円（１万口当たり306.19円）であり、うち28,432,376円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,998,218円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（709,986,198円）、および分配準備積立金（117,765,583円）より、分配対象収益は862,749,999円（１万口当たり284.10円）であり、うち30,367,506円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,339,909円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（660,363,606円）、および分配準備積立金（174,924,635円）より、分配対象収益は861,628,150円（１万口当たり305.56円）であり、うち28,198,655円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△418,489,029円

親投資信託受益証券	-円
合計	△418,489,029円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△248,632,963円
親投資信託受益証券	△61円
合計	△248,633,024円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	32,734,575,070円	30,367,506,966円
期中追加設定元本額	218,673,618円	213,855,886円
期中一部解約元本額	2,585,741,722円	2,382,707,795円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	15,032,280,584	7,194,449,487	
	投資信託受益証券　小計		7,194,449,487	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	606,168	615,078	
	親投資信託受益証券　小計		615,078	
合　計			7,195,064,565	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	688,360	686,729
コール・ローン	18,828,403	18,816,408
投資信託受益証券	515,067,497	504,390,266
親投資信託受益証券	353,030	352,856
流動資産合計	534,937,290	524,246,259
資産合計	534,937,290	524,246,259
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,178,249
未払収益分配金	3,381,103	3,272,865
未払解約金	822,558	12
未払受託者報酬	16,673	14,816
未払委託者報酬	806,114	716,699
その他未払費用	21,269	17,423
流動負債合計	5,047,717	5,200,064
負債合計	5,047,717	5,200,064
純資産の部		
元本等		
元本	966,029,585	935,104,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△436,140,012	△416,058,348
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	529,889,573	519,046,195
純資産合計	529,889,573	519,046,195
負債純資産合計	534,937,290	524,246,259

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	24,520,989	21,421,392
受取利息	98	50
有価証券売買等損益	△107,729,736	8,871,390
営業収益合計	△83,208,649	30,292,832
営業費用		
支払利息	2,435	4,031
受託者報酬	106,659	87,489
委託者報酬	5,157,567	4,230,864
その他費用	21,412	17,633
営業費用合計	5,288,073	4,340,017
営業利益又は営業損失（△）	△88,496,722	25,952,815
経常利益又は経常損失（△）	△88,496,722	25,952,815
当期純利益又は当期純損失（△）	△88,496,722	25,952,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	356,652	13,128
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△370,278,289	△436,140,012
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,086,893	27,305,509
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,086,893	27,305,509
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,302,640	13,260,989
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,302,640	13,260,989
分配金	21,792,602	19,902,543
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△436,140,012	△416,058,348

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	966,029,585口	935,104,543口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 436,140,012円	元本の欠損 416,058,348円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.5485円 （１万口当たりの純資産額5,485円）	1口当たり純資産額　0.5551円 （１万口当たりの純資産額5,551円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,849,957円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（484,908,227円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は487,758,184円（１万口当たり4,555.81円）であり、うち3,747,203円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,671,108円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（435,744,922円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は439,416,030円（１万口当たり4,551.56円）であり、うち3,378,961円（１万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,979,088円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（480,625,080円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は483,604,168円（１万口当たり4,548.83円）であり、うち3,720,986円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,064,287円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（431,893,737円）、および分配準備積立金（295,768円）より、分配対象収益は435,253,792円（１万口当たり4,548.71円）であり、うち3,349,052円（１万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,336,455円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（475,079,959円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は479,416,414円（１万口当たり4,555.04円）であり、うち3,683,739円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,892,191円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（431,762,283円）、および分配準備積立金（11,180円）より、分配対象収益は434,665,654円（１万口当たり4,543.95円）であり、うち3,348,031円（１万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,467,161円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（466,205,263円）、および分配準備積立金（644,060円）より、分配対象収益は470,316,484円（１万口当たり4,553.65円）であり、うち3,614,916円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,663,406円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（423,943,183円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は427,606,589円（１万口当たり4,547.92円）であり、うち3,290,785円（１万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,643,606円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（470,051,809円）、および分配準備積立金（496,027円）より、分配対象収益は474,191,442円（１万口当たり4,553.71円）であり、うち3,644,655円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,294,937円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（420,347,795円）、および分配準備積立金（368,998円）より、分配対象収益は424,011,730円（１万口当たり4,548.30円）であり、うち3,262,849円（１万口当たり35円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,861,653円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（436,065,513円）、および分配準備積立金（474,717円）より、分配対象収益は439,401,883円（１万口当たり4,548.53円）であり、うち3,381,103円（１万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,408,015円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（421,641,408円）、および分配準備積立金（401,591円）より、分配対象収益は424,451,014円（１万口当たり4,539.08円）であり、うち3,272,865円（１万口当たり35円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△26,807,176円

親投資信託受益証券	-円
合計	△26,807,176円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△34,986,403円
親投資信託受益証券	△35円
合計	△34,986,438円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	1,077,459,942円	966,029,585円
期中追加設定元本額	29,582,798円	30,658,486円
期中一部解約元本額	141,013,155円	61,583,528円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	937,179,982	504,390,266	
	投資信託受益証券　小計		504,390,266	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	347,745	352,856	
	親投資信託受益証券　小計		352,856	
合　計			504,743,122	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,403,337	12,601,789
コール・ローン	393,967,958	345,289,711
投資信託受益証券	10,415,352,937	10,600,390,613
親投資信託受益証券	629,250	628,940
未収入金	3,631,577	14,626,689
流動資産合計	10,827,985,059	10,973,537,742
資産合計	10,827,985,059	10,973,537,742
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	68,032,331	63,782,360
未払解約金	34,033,682	14,959,292
未払受託者報酬	334,886	305,684
未払委託者報酬	16,186,600	14,774,905
その他未払費用	366,832	348,837
流動負債合計	118,954,331	94,171,078
負債合計	118,954,331	94,171,078
純資産の部		
元本等		
元本	68,032,331,964	63,782,360,785
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△57,323,301,236	△52,902,994,121
（分配準備積立金）	34,048,813,450	31,217,685,280
元本等合計	10,709,030,728	10,879,366,664
純資産合計	10,709,030,728	10,879,366,664
負債純資産合計	10,827,985,059	10,973,537,742

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取利息	1,738	979
有価証券売買等損益	607,122,086	1,388,817,824
営業収益合計	607,123,824	1,388,818,803
営業費用		
支払利息	42,227	76,356
受託者報酬	2,010,500	1,848,696
委託者報酬	97,176,464	89,355,413
その他費用	370,543	354,363
営業費用合計	99,599,734	91,634,828
営業利益又は営業損失（△）	507,524,090	1,297,183,975
経常利益又は経常損失（△）	507,524,090	1,297,183,975
当期純利益又は当期純損失（△）	507,524,090	1,297,183,975
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26,805,766	7,534,030
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△61,792,360,883	△57,323,301,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,015,858,963	4,082,932,279
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,015,858,963	4,082,932,279
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	605,596,804	559,333,229
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	605,596,804	559,333,229
分配金	421,920,836	392,941,880
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△57,323,301,236	△52,902,994,121

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	68,032,331,964口	63,782,360,785口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 57,323,301,236円	元本の欠損 52,902,994,121円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.1574円 （１万口当たりの純資産額1,574円）	1口当たり純資産額　0.1706円 （１万口当たりの純資産額1,706円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,534,825,719円）、および分配準備積立金（36,981,114,629円）より、分配対象収益は50,515,940,348円（１万口当たり6,975.08円）であり、うち72,423,420円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,956,368,271円）、および分配準備積立金（33,749,993,874円）より、分配対象収益は46,706,362,145円（１万口当たり6,915.24円）であり、うち67,541,226円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,452,430,799円）、および分配準備積立金（36,479,222,405円）より、分配対象収益は49,931,653,204円（１万口当たり6,965.11円）であり、うち71,688,250円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,800,970,579円）、および分配準備積立金（33,100,026,950円）より、分配対象収益は45,900,997,529円（１万口当たり6,905.27円）であり、うち66,472,399円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,323,233,719円）、および分配準備積立金（35,800,140,321円）より、分配対象収益は49,123,374,040円（１万口当たり6,955.14円）であり、うち70,628,911円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,708,655,656円）、および分配準備積立金（32,606,215,145円）より、分配対象収益は45,314,870,801円（１万口当たり6,895.29円）であり、うち65,718,562円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,245,500,451円）、および分配準備積立金（35,329,576,790円）より、分配対象収益は48,575,077,241円（１万口当たり6,945.16円）であり、うち69,940,871円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,630,070,378円）、および分配準備積立金（32,164,008,397円）より、分配対象収益は44,794,078,775円（１万口当たり6,885.32円）であり、うち65,057,395円（１万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,158,671,569円）、および分配準備積立金（34,837,708,997円）より、分配対象収益は47,996,380,566円（１万口当たり6,935.19円）であり、うち69,207,053円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,546,520,821円）、および分配準備積立金（31,710,032,165円）より、分配対象収益は44,256,552,986円（１万口当たり6,875.34円）であり、うち64,369,938円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,997,073,635円）、および分配準備積立金（34,116,845,781円）より、分配対象収益は47,113,919,416円（１万口当たり6,925.22円）であり、うち68,032,331円（１万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,507,508,034円）、および分配準備積立金（31,281,467,640円）より、分配対象収益は43,788,975,674円（１万口当たり6,865.37円）であり、うち63,782,360円（１万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△747,467,514円

親投資信託受益証券	-円
合計	△747,467,514円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△134,162,312円
親投資信託受益証券	△62円
合計	△134,162,374円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	73,330,230,496円	68,032,331,964円
期中追加設定元本額	728,924,314円	673,661,881円
期中一部解約元本額	6,026,822,846円	4,923,633,060円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	447,273,865,528	10,600,390,613	
	投資信託受益証券　小計		10,600,390,613	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	619,829	628,940	
	親投資信託受益証券　小計		628,940	
合　計			10,601,019,553	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	568,802	548,801
コール・ローン	15,558,195	15,037,174
投資信託受益証券	440,850,602	445,954,268
親投資信託受益証券	475,161	474,927
未収入金	-	6,193,319
流動資産合計	457,452,760	468,208,489
資産合計	457,452,760	468,208,489
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,502,163	2,464,664
未払解約金	23	6,389,176
未払受託者報酬	14,398	13,146
未払委託者報酬	696,235	635,897
その他未払費用	18,582	15,306
流動負債合計	3,231,401	9,518,189
負債合計	3,231,401	9,518,189
純資産の部		
元本等		
元本	1,668,108,716	1,643,109,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,887,357	△1,184,419,373
（分配準備積立金）	490,592,187	462,309,769
元本等合計	454,221,359	458,690,300
純資産合計	454,221,359	458,690,300
負債純資産合計	457,452,760	468,208,489

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	31,396,646	26,247,931
受取利息	84	44
有価証券売買等損益	△88,902,486	4,771,999
営業収益合計	△57,505,756	31,019,974
営業費用		
支払利息	2,076	3,646
受託者報酬	93,318	76,977
委託者報酬	4,512,170	3,722,556
その他費用	18,688	15,507
営業費用合計	4,626,252	3,818,686
営業利益又は営業損失（△）	△62,132,008	27,201,288
経常利益又は経常損失（△）	△62,132,008	27,201,288
当期純利益又は当期純損失（△）	△62,132,008	27,201,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,667,578	154,041
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,298,957,655	△1,213,887,357
剰余金増加額又は欠損金減少額	199,082,614	92,785,371
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	199,082,614	92,785,371
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,191,440	75,410,810
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,191,440	75,410,810
分配金	16,021,290	14,953,824
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,887,357	△1,184,419,373

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	1,668,108,716口	1,643,109,673口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 1,213,887,357円	元本の欠損 1,184,419,373円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.2723円 （１万口当たりの純資産額2,723円）	1口当たり純資産額　0.2792円 （１万口当たりの純資産額2,792円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,186,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（701,759,573円）、および分配準備積立金（561,133,485円）より、分配対象収益は1,268,079,141円（１万口当たり6,659.15円）であり、うち2,856,397円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,685,894円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（627,004,289円）、および分配準備積立金（484,809,274円）より、分配対象収益は1,116,499,457円（１万口当たり6,727.85円）であり、うち2,489,279円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,066,168円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（680,114,314円）、および分配準備積立金（543,398,082円）より、分配対象収益は1,227,578,564円（１万口当たり6,666.31円）であり、うち2,762,197円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,761,247円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（625,594,043円）、および分配準備積立金（477,835,761円）より、分配対象収益は1,107,191,051円（１万口当たり6,735.79円）であり、うち2,465,613円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,750,042円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（675,868,592円）、および分配準備積立金（536,407,822円）より、分配対象収益は1,218,026,456円（１万口当たり6,682.94円）であり、うち2,733,885円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,618,114円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（651,326,659円）、および分配準備積立金（477,458,501円）より、分配対象収益は1,132,403,274円（１万口当たり6,742.36円）であり、うち2,519,303円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,365,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（656,391,004円）、および分配準備積立金（521,405,243円）より、分配対象収益は1,182,161,341円（１万口当たり6,692.78円）であり、うち2,649,484円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,293,886円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（652,776,131円）、および分配準備積立金（475,878,480円）より、分配対象収益は1,132,948,497円（１万口当たり6,752.99円）であり、うち2,516,547円（１万口当たり15円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,883,601円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（627,791,415円）、および分配準備積立金（492,845,742円）より、分配対象収益は1,125,520,758円（１万口当たり6,707.08円）であり、うち2,517,164円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,053,361円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（653,777,449円）、および分配準備積立金（468,530,741円）より、分配対象収益は1,126,361,551円（１万口当たり6,762.45円）であり、うち2,498,418円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,741,176円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（626,970,252円）、および分配準備積立金（489,353,174円）より、分配対象収益は1,120,064,602円（１万口当たり6,714.58円）であり、うち2,502,163円（１万口当たり15円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,378,118円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（647,293,179円）、および分配準備積立金（461,396,315円）より、分配対象収益は1,112,067,612円（１万口当たり6,768.07円）であり、うち2,464,664円（１万口当たり15円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△45,849,411円

親投資信託受益証券	-円
合計	△45,849,411円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△13,323,106円
親投資信託受益証券	△47円
合計	△13,323,153円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	1,910,099,461円	1,668,108,716円
期中追加設定元本額	48,121,947円	104,752,038円
期中一部解約元本額	290,112,692円	129,751,081円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	6,726,308,721	445,954,268	
	投資信託受益証券　小計		445,954,268	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	468,047	474,927	
	親投資信託受益証券　小計		474,927	
合　計			446,429,195	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定26期 （2022年 7月19日現在）	特定27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,636,775	2,504,482
コール・ローン	72,122,509	68,622,939
投資信託受益証券	1,983,265,208	2,099,632,188
親投資信託受益証券	900,068	899,624
未収入金	2,939,736	11,502,399
流動資産合計	2,061,864,296	2,183,161,632
資産合計	2,061,864,296	2,183,161,632
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,582,499	11,274,744
未払解約金	7,830,525	12,033,448
未払受託者報酬	63,064	61,995
未払委託者報酬	3,048,465	2,996,457
その他未払費用	78,161	71,747
流動負債合計	22,602,714	26,438,391
負債合計	22,602,714	26,438,391
純資産の部		
元本等		
元本	23,164,998,619	22,549,489,678
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△21,125,737,037	△20,392,766,437
（分配準備積立金）	1,822,266,642	1,872,107,366
元本等合計	2,039,261,582	2,156,723,241
純資産合計	2,039,261,582	2,156,723,241
負債純資産合計	2,061,864,296	2,183,161,632

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	239,089,743	232,395,554
受取利息	386	195
有価証券売買等損益	△603,242,880	31,191,023
営業収益合計	△364,152,751	263,586,772
営業費用		
支払利息	8,494	15,826
受託者報酬	390,875	358,786
委託者報酬	18,894,594	17,343,360
その他費用	78,869	72,828
営業費用合計	19,372,832	17,790,800
営業利益又は営業損失（△）	△383,525,583	245,795,972
経常利益又は経常損失（△）	△383,525,583	245,795,972
当期純利益又は当期純損失（△）	△383,525,583	245,795,972
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△988,662	344,158
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△21,638,683,643	△21,125,737,037
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,567,339,832	1,150,072,391
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,567,339,832	1,150,072,391
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	601,170,653	593,809,227
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	601,170,653	593,809,227
分配金	70,685,652	68,744,378
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△21,125,737,037	△20,392,766,437

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	23,164,998,619口	22,549,489,678口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 21,125,737,037円	元本の欠損 20,392,766,437円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.0880円 （１万口当たりの純資産額880円）	1口当たり純資産額　0.0956円 （１万口当たりの純資産額956円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,904,229円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,976,735,020円）、および分配準備積立金（1,769,621,963円）より、分配対象収益は3,787,261,212円（１万口当たり1,586.60円）であり、うち11,935,127円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,108,752円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,962,799,943円）、および分配準備積立金（1,808,095,957円）より、分配対象収益は3,813,004,652円（１万口当たり1,652.11円）であり、うち11,539,804円（１万口当たり5円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,207,866円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,979,043,470円）、および分配準備積立金（1,783,057,560円）より、分配対象収益は3,796,308,896円（１万口当たり1,596.00円）であり、うち11,893,221円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,830,181円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,968,983,534円）、および分配準備積立金（1,816,671,215円）より、分配対象収益は3,828,484,930円（１万口当たり1,665.83円）であり、うち11,491,253円（１万口当たり5円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,297,756円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,975,716,898円）、および分配準備積立金（1,791,932,829円）より、分配対象収益は3,808,947,483円（１万口当たり1,608.45円）であり、うち11,840,437円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,153,814円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,992,681,139円）、および分配準備積立金（1,843,024,253円）より、分配対象収益は3,872,859,206円（１万口当たり1,676.92円）であり、うち11,547,525円（１万口当たり5円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,433,678円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,968,919,586円）、および分配準備積立金（1,806,932,836円）より、分配対象収益は3,814,286,100円（１万口当たり1,619.78円）であり、うち11,774,071円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（38,010,582円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,991,295,301円）、および分配準備積立金（1,858,038,749円）より、分配対象収益は3,887,344,632円（１万口当たり1,688.44円）であり、うち11,511,639円（１万口当たり5円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,337,330円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,964,079,493円）、および分配準備積立金（1,801,745,861円）より、分配対象収益は3,801,162,684円（１万口当たり1,629.96円）であり、うち11,660,297円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,197,961円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,973,218,773円）、および分配準備積立金（1,858,127,939円）より、分配対象収益は3,864,544,673円（１万口当たり1,698.04円）であり、うち11,379,413円（１万口当たり5円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第154計算期間末における費用控除後の配当等収益（32,161,803円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,962,561,325円）、および分配準備積立金（1,801,687,338円）より、分配対象収益は3,796,410,466円（１万口当たり1,638.86円）であり、うち11,582,499円（１万口当たり5円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,803,885円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,962,178,632円）、および分配準備積立金（1,855,578,225円）より、分配対象収益は3,845,560,742円（１万口当たり1,705.39円）であり、うち11,274,744円（１万口当たり5円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△61,986,520円

親投資信託受益証券	-円
合計	△61,986,520円

特定27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△131,762,202円
親投資信託受益証券	△89円
合計	△131,762,291円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定26期 （2022年7月19日現在）	特定27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	24,240,896,327円	23,164,998,619円
期中追加設定元本額	666,393,637円	656,246,288円
期中一部解約元本額	1,742,291,345円	1,271,755,229円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	30,968,026,380	2,099,632,188	
	投資信託受益証券　小計		2,099,632,188	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	886,592	899,624	
	親投資信託受益証券　小計		899,624	
合　計			2,100,531,812	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定25期 （2022年 7月19日現在）	特定26期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	219,788	209,560
コール・ローン	6,011,749	5,741,969
投資信託受益証券	192,292,161	178,824,383
親投資信託受益証券	360,336	360,158
流動資産合計	198,884,034	185,136,070
資産合計	198,884,034	185,136,070
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	567,807	518,397
未払解約金	112,961	55,746
未払受託者報酬	6,043	5,153
未払委託者報酬	292,383	249,558
その他未払費用	7,221	6,111
流動負債合計	986,415	834,965
負債合計	986,415	834,965
純資産の部		
元本等		
元本	141,951,917	129,599,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	55,945,702	54,701,744
（分配準備積立金）	34,878,999	32,874,813
元本等合計	197,897,619	184,301,105
純資産合計	197,897,619	184,301,105
負債純資産合計	198,884,034	185,136,070

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定25期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	特定26期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
受取配当金	9,124,717	5,937,223
受取利息	34	17
有価証券売買等損益	△28,750,752	2,358,201
営業収益合計	△19,626,001	8,295,441
営業費用		
支払利息	828	1,369
受託者報酬	36,474	31,007
委託者報酬	1,765,418	1,500,262
その他費用	7,223	6,126
営業費用合計	1,809,943	1,538,764
営業利益又は営業損失（△）	△21,435,944	6,756,677
経常利益又は経常損失（△）	△21,435,944	6,756,677
当期純利益又は当期純損失（△）	△21,435,944	6,756,677
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△151,724	86,978
期首剰余金又は期首欠損金（△）	86,976,182	55,945,702
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,119,203	1,371,649
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,119,203	1,371,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,360,636	6,094,360
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,360,636	6,094,360
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,504,827	3,190,946
期末剰余金又は期末欠損金（△）	55,945,702	54,701,744

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定26期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当特定期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定25期 （2022年7月19日現在）	特定26期 （2023年1月16日現在）
１．　当特定期間の末日における受益権の総数	141,951,917口	129,599,361口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.3941円 （１万口当たりの純資産額13,941円）	1口当たり純資産額　1.4221円 （１万口当たりの純資産額14,221円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定25期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	特定26期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	(自2022年1月18日至2022年2月16日) 第142計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,333,750円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（121,961,550円）、および分配準備積立金（35,482,453円）より、分配対象収益は158,777,753円（１万口当たり10,210.45円）であり、うち622,020円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年7月20日至2022年8月16日) 第148計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,128,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（109,083,748円）、および分配準備積立金（33,564,630円）より、分配対象収益は143,776,834円（１万口当たり10,500.25円）であり、うち547,708円（１万口当たり40円）を分配金額としております。
	(自2022年2月17日至2022年3月16日) 第143計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,278,733円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（118,150,930円）、および分配準備積立金（34,646,062円）より、分配対象収益は154,075,725円（１万口当たり10,256.27円）であり、うち600,903円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年8月17日至2022年9月16日) 第149計算期間末における費用控除後の配当等収益（841,294円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（108,520,367円）、および分配準備積立金（33,861,565円）より、分配対象収益は143,223,226円（１万口当たり10,522.19円）であり、うち544,461円（１万口当たり40円）を分配金額としております。
	(自2022年3月17日至2022年4月18日) 第144計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,556,069円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（112,196,223円）、および分配準備積立金（33,198,110円）より、分配対象収益は146,950,402円（１万口当たり10,326.89円）であり、うち569,195円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年9月17日至2022年10月17日) 第150計算期間末における費用控除後の配当等収益（832,157円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（109,371,746円）、および分配準備積立金（33,859,758円）より、分配対象収益は144,063,661円（１万口当たり10,543.25円）であり、うち546,562円（１万口当たり40円）を分配金額としております。
	(自2022年4月19日至2022年5月16日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,256,996円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（114,282,103円）、および分配準備積立金（34,094,502円）より、分配対象収益は149,633,601円（１万口当たり10,375.40円）であり、うち576,878円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年10月18日至2022年11月16日) 第151計算期間末における費用控除後の配当等収益（954,392円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（103,389,155円）、および分配準備積立金（32,205,536円）より、分配対象収益は136,549,083円（１万口当たり10,577.97円）であり、うち516,352円（１万口当たり40円）を分配金額としております。
	(自2022年5月17日至2022年6月16日) 第146計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,308,835円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（112,634,478円）、および分配準備積立金（34,138,170円）より、分配対象収益は148,081,483円（１万口当たり10,427.82円）であり、うち568,024円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年11月17日至2022年12月16日) 第152計算期間末における費用控除後の配当等収益（762,644円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（103,699,961円）、および分配準備積立金（32,626,485円）より、分配対象収益は137,089,090円（１万口当たり10,596.94円）であり、うち517,466円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

	(自2022年6月17日至2022年7月19日) 第147計算期間末における費用控除後の配当等収益（978,122円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（112,996,905円）、および分配準備積立金（34,468,684円）より、分配対象収益は148,443,711円（１万口当たり10,457.32円）であり、うち567,807円（１万口当たり40円）を分配金額としております。	(自2022年12月17日至2023年1月16日) 第153計算期間末における費用控除後の配当等収益（537,019円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（103,961,238円）、および分配準備積立金（32,856,191円）より、分配対象収益は137,354,448円（１万口当たり10,598.39円）であり、うち518,397円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定26期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定26期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定25期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△8,531,396円

親投資信託受益証券	-円
合計	△8,531,396円

特定26期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△5,742,173円
親投資信託受益証券	△36円
合計	△5,742,209円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定26期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定25期 （2022年7月19日現在）	特定26期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	154,589,400円	141,951,917円
期中追加設定元本額	8,227,353円	3,321,344円
期中一部解約元本額	20,864,836円	15,673,900円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	209,494,357	178,824,383	
	投資信託受益証券　小計		178,824,383	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	354,941	360,158	
	親投資信託受益証券　小計		360,158	
合　計			179,184,541	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 （2022年 7月19日現在）	第27期 （2023年 1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,763	1,761
コール・ローン	48,235	48,246
親投資信託受益証券	175,340,324	173,381,055
未収入金	6,461	104,499
流動資産合計	175,396,783	173,535,561
資産合計	175,396,783	173,535,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	98,850
その他未払費用	6,452	5,641
流動負債合計	6,452	104,491
負債合計	6,452	104,491
純資産の部		
元本等		
元本	175,575,361	173,705,177
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△185,030	△274,107
（分配準備積立金）	1,551,056	2,030,879
元本等合計	175,390,331	173,431,070
純資産合計	175,390,331	173,431,070
負債純資産合計	175,396,783	173,535,561

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自　2022年 1月18日 至　2022年 7月19日	第27期 自　2022年 7月20日 至　2023年 1月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,147	△86,320
営業収益合計	△2,147	△86,320
営業費用		
その他費用	6,452	5,641
営業費用合計	6,452	5,641
営業利益又は営業損失（△）	△8,599	△91,961
経常利益又は経常損失（△）	△8,599	△91,961
当期純利益又は当期純損失（△）	△8,599	△91,961
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,746	△1,596
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△146,685	△185,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,666	5,559
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,666	5,559
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,158	4,271
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115,158	4,271
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△185,030	△274,107

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　当計算期間は前期末が休日のため、2022年7月20日から2023年1月16日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第26期 （2022年7月19日現在）	第27期 （2023年1月16日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	175,575,361口	173,705,177口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 185,030円	元本の欠損 274,107円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.9989円 （１万口当たりの純資産額9,989円）	1口当たり純資産額　0.9984円 （１万口当たりの純資産額9,984円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第26期 自 2022年1月18日 至 2022年7月19日	第27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（473,116円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（8,107,363円）、および分配準備積立金（1,077,940円）より、分配対象収益は9,658,419円（１万口当たり550.10円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（525,662円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（8,050,585円）、および分配準備積立金（1,505,217円）より、分配対象収益は10,081,464円（１万口当たり580.38円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第27期 （2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第26期（自 2022年1月18日　至 2022年7月19日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	518円

合計	518円

第27期（自 2022年7月20日　至 2023年1月16日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△85,009円
合計	△85,009円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27期 自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第26期 （2022年7月19日現在）	第27期 （2023年1月16日現在）
期首元本額	139,498,852円	175,575,361円
期中追加設定元本額	113,835,531円	3,389,936円
期中一部解約元本額	77,759,022円	5,260,120円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	170,869,277	173,381,055	
	親投資信託受益証券　小計		173,381,055	
合　計			173,381,055	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）」、「エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分

配型）」および「エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2022年7月19日現在）	（2023年1月16日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,850,137	40,314,958
コール・ローン	1,281,470,560	1,104,632,058
特殊債券	2,352,509,153	1,816,373,038
社債券	901,587,300	901,751,600
未収利息	8,369,475	6,818,734
前払費用	854,368	3,070,941
流動資産合計	4,591,640,993	3,872,961,329
資産合計	4,591,640,993	3,872,961,329
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,069,986	360,826
その他未払費用	1,799	1,934
流動負債合計	2,071,785	362,760
負債合計	2,071,785	362,760
純資産の部		
元本等		
元本	4,521,049,871	3,816,569,576
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	68,519,337	56,028,993
元本等合計	4,589,569,208	3,872,598,569
純資産合計	4,589,569,208	3,872,598,569
負債純資産合計	4,591,640,993	3,872,961,329

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2022年7月19日現在）	（2023年1月16日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	4,521,049,871口	3,816,569,576口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0152円 （１万口当たりの純資産額10,152円）	1口当たり純資産額　1.0147円 （１万口当たりの純資産額10,147円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2022年7月20日 至 2023年1月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2023年1月16日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年7月20日 至 2023年1月16日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2022年7月19日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,229,411,981円
同期中における追加設定元本額	1,547,699,094円
同期中における一部解約元本額	1,256,061,204円
2022年7月19日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｊ－ＲＥＩＴ	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｇ－ＲＥＩＴ	93,018,163円
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国株	984,543円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	89,718,432円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	61,111,034円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	136,874,567円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	68,341,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	54,958,024円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	964,891,078円
ＤＣ日本国債プラス	1,432,783,010円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	598,887円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	606,168円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	347,745円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	619,829円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	468,047円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	886,592円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	172,715,056円
大和住銀　中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	26,113,076円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	354,941円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	565,128円

世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	466,767円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	598,196円
米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）	207,305,923円
米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）	545,980,341円
米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）	445,153円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興ＦＷＳ・日本株クオリティ	19,697円
日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・日本債アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド（ヘッジ付）（適格機関投資家限定）	98,396,143円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
合　計	4,521,049,871円

（2023年1月16日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,521,049,871円
同期中における追加設定元本額	2,329,753,850円
同期中における一部解約元本額	3,034,234,145円
2023年1月16日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｊ－ＲＥＩＴ	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｇ－ＲＥＩＴ	93,018,163円
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国株	984,543円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	89,718,432円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	61,111,034円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	136,874,567円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	68,341,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	54,958,024円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円

ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	964,891,078円
ＤＣ日本国債プラス	809,963,309円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	598,887円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	606,168円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	347,745円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	619,829円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	468,047円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	886,592円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	170,869,277円
大和住銀　中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	86,287,630円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	354,941円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	565,128円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	466,767円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	598,196円
米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）	226,866,198円
米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）	386,430,697円
米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）	445,153円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興ＦＷＳ・日本株クオリティ	19,697円
日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・日本債アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド（ヘッジ付）（適格機関投資家限定）	98,396,143円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
合　計	3,816,569,576円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	５０　政保道路機構	400,000,000	400,300,800	
	１８２　政保道路機構	400,000,000	400,100,800	
	１８４　政保道路機構	125,000,000	125,117,625	
	１８９　政保道路機構	137,000,000	137,204,952	
	５１政保地方公共団	51,000,000	51,240,261	
	５２政保地方公共団	400,000,000	402,033,600	
	１８　政保中部空港	300,000,000	300,375,000	
	特殊債券　小計		1,816,373,038	
社債券	１０　ダイセル	100,000,000	100,577,600	
	４　第一三共	100,000,000	100,468,300	
	６　ＪＸホールデイングス	100,000,000	100,491,900	
	１１　ＬＩＸＩＬグループ	100,000,000	99,911,200	
	１６　ＴＨＫ	100,000,000	99,895,300	
	７４　日立キヤピタル	100,000,000	99,990,000	
	１７１　オリックス	100,000,000	100,266,300	
	６２　名古屋鉄道	100,000,000	99,885,300	
	３７５　中国電力	100,000,000	100,265,700	
	社債券　小計		901,751,600	
合　計			2,718,124,638	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

	2023年1月31日現在
Ⅰ　資産総額	2,646,377,167円
Ⅱ　負債総額	3,656,698円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,642,720,469円
Ⅳ　発行済口数	6,109,585,395口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.4326円 （4,326円）

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

	2023年1月31日現在
Ⅰ　資産総額	7,728,260,885円
Ⅱ　負債総額	6,531,229円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,721,729,656円
Ⅳ　発行済口数	28,075,700,637口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.2750円 （2,750円）

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

	2023年1月31日現在
Ⅰ　資産総額	546,367,092円
Ⅱ　負債総額	407,664円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	545,959,428円
Ⅳ　発行済口数	937,221,054口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.5825円 （5,825円）

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

	2023年1月31日現在
Ⅰ　資産総額	11,261,607,990円
Ⅱ　負債総額	31,844,833円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,229,763,157円
Ⅳ　発行済口数	63,528,585,195口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.1768円 （1,768円）

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	461,398,252円
Ⅱ　負債総額	486,476円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	460,911,776円
Ⅳ　発行済口数	1,647,307,155口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.2798円 （2,798円）

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,219,234,320円
Ⅱ　負債総額	2,554,799円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,216,679,521円
Ⅳ　発行済口数	22,357,121,415口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.0991円 （991円）

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	189,118,091円
Ⅱ　負債総額	188,011円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	188,930,080円
Ⅳ　発行済口数	129,511,458口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.4588円 （14,588円）

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

2023年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	173,357,285円
Ⅱ　負債総額	4,459円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	173,352,826円
Ⅳ　発行済口数	173,610,166口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9985円 （9,985円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振

替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2023年1月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

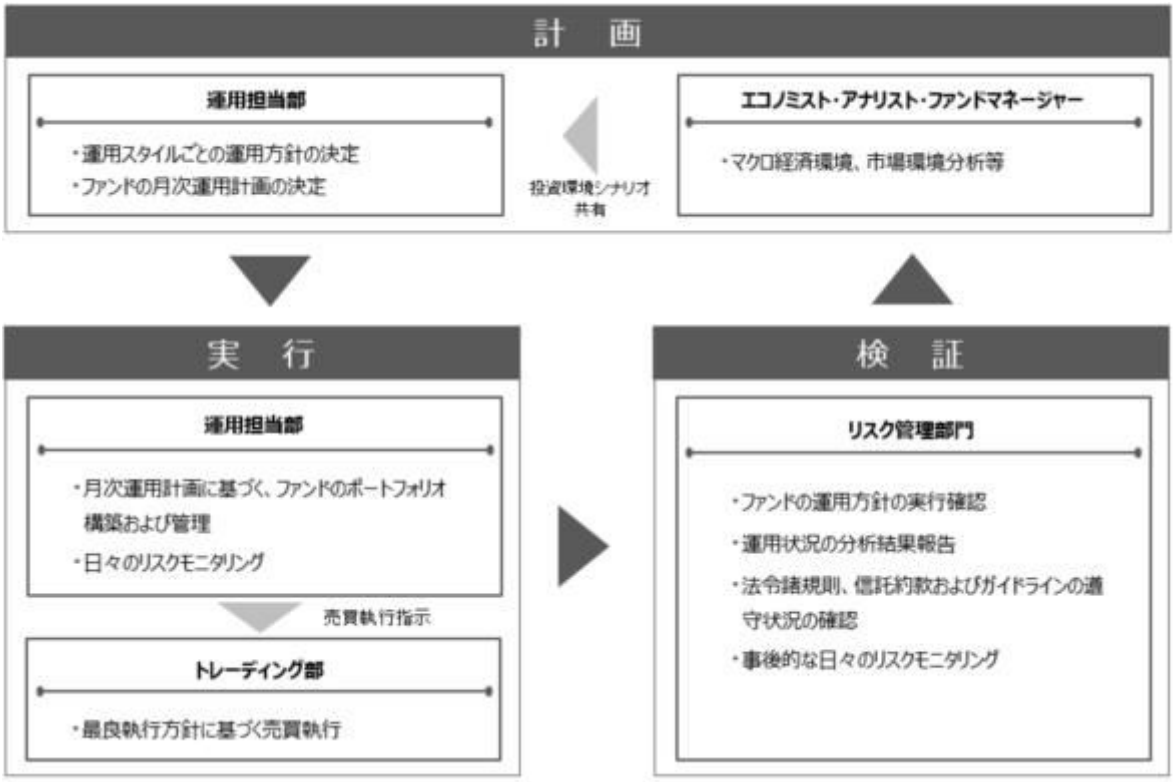

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	700	9,232,655
単位型株式投資信託	96	577,785
追加型公社債投資信託	1	24,429
単位型公社債投資信託	182	295,383
合　計	979	10,130,254

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第37期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第38期中間会計期間(2022年４月１日から2022年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託	300,036	300,041
前払費用	449,748	475,266
未収入金	132,419	103,809
未収委託者報酬	9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬	2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬	398,108	388,639
未収収益	39,975	36,700

その他の流動資産		6,981	18,458
流動資産合計		46,558,665	64,893,375
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		1,509,450	1,433,442
器具備品		870,855	653,985
土地		710	710
リース資産		13,483	7,357
建設仮勘定		-	5,500
有形固定資産合計		2,394,500	2,100,996
無形固定資産			
ソフトウェア		1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定		1,029,033	100,616
のれん		3,654,491	3,349,950
顧客関連資産		15,671,890	13,558,615
電話加入権		12,727	12,716
商標権		48	42
無形固定資産合計		21,716,080	19,788,417
投資その他の資産			
投資有価証券		22,866,282	14,212,354
関係会社株式		11,246,398	11,246,398
長期差入保証金		1,409,091	1,414,646
長期前払費用		116,117	77,936
会員権		90,479	90,479
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産合計		35,707,619	27,021,065
固定資産合計		59,818,200	48,910,479
資産合計		106,376,866	113,803,855

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062

負債合計	21,331,554	25,291,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962
資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	△10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	△8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	50,610,457	66,139,024
運用受託報酬	9,450,169	9,652,634
投資助言報酬	1,270,584	1,256,334
その他営業収益		
サービス支援手数料	200,807	199,046
その他	32,820	32,936
営業収益計	61,564,839	77,279,976
営業費用		
支払手数料	22,784,919	30,522,133
広告宣伝費	365,317	330,161
調査費		
調査費	3,061,987	3,196,921
委託調査費	7,810,157	12,192,048
営業雑経費		
通信費	95,163	67,600
印刷費	554,920	494,834
協会費	40,044	34,433
諸会費	29,473	30,488
情報機器関連費	4,562,612	4,767,504
販売促進費	23,614	31,930
その他	163,332	181,301
営業費用合計	39,491,542	51,849,358
一般管理費		
給料		

役員報酬	277,027	263,893
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863
租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		13,164	7,666
受取利息		2,736	1,836
時効成立分配金・償還金		88,335	43,406
原稿・講演料		2,603	2,587
投資有価証券償還益		57,388	383,608
投資有価証券売却益		162,941	911,268
為替差益		-	4,673
雑収入		72,933	81,640
営業外収益合計		400,104	1,436,686
営業外費用			
投資有価証券償還損		11,762	146,219
投資有価証券売却損		34,473	81,384
為替差損		766	-
雑損失		1,240	2,866
営業外費用合計		48,243	230,470
経常利益		422,288	7,041,212
特別損失			
固定資産除却損	※１	54,493	83,651
減損損失	※２	28,097,346	-
システム統合関連費用	※３	-	375,636
早期退職費用	※４	216,200	260,075
本社移転費用		127,044	-
その他特別損失		5,460	67,000
特別損失合計		28,500,544	786,362
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△28,078,256	6,254,849
法人税、住民税及び事業税		1,549,173	3,101,482
法人税等調整額		△693,192	△965,673

法人税等合計	855,980	2,135,809
当期純利益又は当期純損失（△）	△28,934,237	4,119,040

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								△711,271
当期純損失（△）								△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	△711,271	△711,271			△711,271
当期純損失（△）	△28,934,237	△28,934,237			△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	△29,645,508	△29,645,508	571,510	571,510	△29,073,997
当期末残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040

任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△8,460,037	△8,460,037	－	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	－	－	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	－			－
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)
１.有価証券の評価基準及び評価方法
(1)子会社株式
移動平均法による原価法

(2)その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３～50年
器具備品　４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
のれん　14年
顧客関連資産　６～19年
ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	93,374千円	57,356千円

(損益計算書関係)

※１　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
建物	18,278千円	－千円
器具備品	28,604千円	0千円
リース資産	－千円	－千円
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円
ソフトウェア仮勘定	－千円	－千円

※２　減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
－	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

当事業年度において計上した減損損失はありません。

※３　システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※４　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数

普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年３月31日	2022年６月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2021年３月31日）	当事業年度（2022年３月31日）
１年以内	1,194,699	1,166,952
１年超	3,497,258	2,323,090
合計	4,691,958	3,490,042

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	－
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	－
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	－
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	－
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	22,826,472	22,826,472	－
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	－
資産計	70,165,105	70,165,105	－
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	－
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	－
負債計	4,500,774	4,500,774	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	－
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	－
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	－
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	－
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	14,172,545	14,172,545	－
資産計	78,431,686	78,431,686	－
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	－
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	－
負債計	5,551,627	5,551,627	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	－	－	－
顧客分別金信託	300,036	－	－	－
未収委託者報酬	9,936,096	－	－	－
未収運用受託報酬	2,247,156	－	－	－
未収投資助言報酬	398,108	－	－	－
長期差入保証金	42,007	1,367,084	－	－
合計	45,971,548	1,367,084	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,008,279	－	－	－
顧客分別金信託	300,041	－	－	－
未収委託者報酬	12,125,117	－	－	－
未収運用受託報酬	2,437,063	－	－	－
未収投資助言報酬	388,639	－	－	－
合計	64,259,140	－	－	－

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,729,039	6,994,762	△265,723
小計	6,729,039	6,994,762	△265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	△34,553
退職給付の支払額	△585,151	△595,013
過去勤務費用の発生額	－	－
合併による発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,258,448	5,084,506
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	△34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
割引率	0.020%	0.130%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額（注）	△218,966	△189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産（負債）の純額	△2,566,958	△1,279,409

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
　外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
　当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
　当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
　該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年４月１日 至2022年３月31日)
１.セグメント情報
　当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
　従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報
①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
　外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
　当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
　当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△854.27円	121.61円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		35,409,452
金銭の信託		9,386,865
顧客分別金信託		300,043
前払費用		601,040
未収委託者報酬		11,798,214
未収運用受託報酬		2,759,722
未収投資助言報酬		386,860
未収収益		40,783
その他		307,594
流動資産合計		60,990,577
固定資産		
有形固定資産	※１	2,044,583
無形固定資産		
のれん		3,197,680
顧客関連資産		12,501,978
その他		2,865,181
無形固定資産合計		18,564,839
投資その他の資産		
投資有価証券		11,924,303
関係会社株式		11,850,598
その他		1,571,118
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		25,325,270
固定資産合計		45,934,694
資産合計		106,925,272
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,564
顧客からの預り金		28,648
その他の預り金		93,717
未払金		5,378,614
未払費用		4,957,793
未払法人税等		910,281
前受収益		32,553
賞与引当金		1,973,312

その他	※２	482,541
流動負債合計		13,860,025
固定負債		
リース債務		3,243
繰延税金負債		987,563
退職給付引当金		5,137,995
固定負債合計		6,128,802
負債合計		19,988,828
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,489,135
利益剰余金合計		2,773,380
株主資本合計		86,869,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		67,117
評価・換算差額等合計		67,117
純資産合計		86,936,444
負債純資産合計		106,925,272

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		31,446,166
運用受託報酬		4,428,746
投資助言報酬		607,317
その他の営業収益		126,597
営業収益計		36,608,828
営業費用		25,074,910
一般管理費	※１	9,497,685
営業利益		2,036,233
営業外収益	※２	87,533
営業外費用	※３	309,096
経常利益		1,814,670
特別損失	※４	6,885
税引前中間純利益		1,807,784
法人税、住民税及び事業税		784,532
法人税等調整額		△ 171,342
法人税等合計		613,189
中間純利益		1,194,594

(3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,540,254
中間純利益						1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,345,660
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	2,489,135

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当中間期変動額					
剰余金の配当	△2,540,254	△2,540,254			△2,540,254
中間純利益	1,194,594	1,194,594			1,194,594
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△230,020	△230,020	△230,020
当中間期変動額合計	△1,345,660	△1,345,660	△230,020	△230,020	△1,575,680
当中間期末残高	2,773,380	86,869,326	67,117	67,117	86,936,444

注記事項

（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券
①子会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2)金銭の信託
運用目的の金銭の信託
時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～50年
器具備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間 （2022年９月30日）
※１.有形固定資産の減価償却累計額 1,632,164千円
※２.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※３.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
※４.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額40,711千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
※１.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	173,639千円
無形固定資産	1,441,546千円
※２.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	7,815千円
受取配当金	1,230千円
投資有価証券償還益	20,660千円
投資有価証券売却益	25,620千円
※３.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	43,419千円
投資有価証券売却損	152,586千円
金銭の信託運用損	113,089千円
※４.特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	6,885千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 ３月31日	2022年 ６月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	
１．オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
１年以内	1,161,545千円
１年超	1,742,317千円
合　計	2,903,862千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

2022年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	9,386,865	9,386,865	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	11,884,494	11,884,494	－
資産計	21,271,360	21,271,360	－

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,850,598
合計	11,850,598

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1)金銭の信託	－	9,386,865	－	9,386,865
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	11,884,494	－	11,884,494
資産計	－	21,271,360	－	21,271,360

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。 信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（2022年９月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,799,952	4,484,899	315,053
小計	4,799,952	4,484,899	315,053
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,084,541	7,290,117	△205,575
小計	7,084,541	7,290,117	△205,575
合計	11,884,494	11,775,016	109,477

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第38期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,446,166	4,428,746	607,317	126,597	36,608,828

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第38期中間会計期間 （自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）
１株当たり純資産額　　2,566円76銭 １株当たり中間純利益　　35円26銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称　　三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　　342,037百万円（2022年3月末現在）

（ハ）事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- 名称　　株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額　　51,000百万円（2022年3月末現在）
- 事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2022年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	2,295,826	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ａｕカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
めぶき証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	11,757	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

３【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当事項はありません。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
（１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
（２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
（３）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
（４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

（５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
（６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
（７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
（８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
（９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
（10）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
（11）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
５　評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
６　有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）の2022年7月20日から2023年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）の2022年7月20日から2023年1月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）の2023年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。